甘楽町耐震改修促進計画(2021-2025)



令和3年4月1日

はじめに

甘楽町では、地震の発生に備え、「甘楽町耐震改修促進計画(平成21年3月策定)」、「甘楽町耐震改修促進計画(2016-2020)(平成29年3月策定)(以下「第2期計画」という。)」を通じて、住宅・建築物の耐震化の促進を図ってきました。

「第2期計画」では、平成32年度末(当時)までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を90%にすることを新たに目標として掲げ、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組んできましたが、目標の達成には至らず、耐震化の更なる推進が必要となっています。

一方で、近年では東日本大震災(平成23年3月)や熊本地震(平成28年4月)、大阪府北部地震(平成30年6月)による多大な犠牲が出ており、また南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、地震対策の緊急性がより一層高まってきています。

以上のことから、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の命と財産を守ることを目的として、住宅・建築物の耐震化を加速させるため、国の基本方針や群馬県耐震改修促進計画(以下「県計画」という。)、県内で想定される地震の規模・被害及び耐震化の現状などを踏まえた具体的な目標を定め、その目標達成のために必要となる住宅・建築物の耐震化の施策及び住宅の減災化の施策に取り組む「甘楽町耐震改修促進計画(2021-2025)」を策定するものです。

目 次

<u>第1章</u>	章 背景	1
<u>1</u>	大震災等からの教訓	1
	(1) 阪神・淡路大震災(平成7年1月)及び東日本大震災(平成23年3月)	1
	<u>(2)熊本地震(平成28年4月)</u>	2
	(3) 大阪府北部地震(平成 30 年 6 月)	3
<u>2</u>	耐震改修促進法の改正	4
<u>3</u>	本計画改正の背景	4
第2章	<u>計画概要</u>	5
<u>1</u>	計画の目的	5
<u>2</u>	基本方針	5
<u>3</u>	計画期間	5
<u>4</u>	<u> </u>	6
<u>5</u>	計画の位置付け	8
第3章	章 甘楽町の地震環境	9
1	過去の地震被害	9
<u>2</u>	群馬県内の活断層	10
<u>3</u>	群馬県内の地震動の予測	12
<u>4</u>	甘楽町の地震被害想定	13
<u>第4章</u>	章 耐震化の状況・課題	14
1	住宅	14
	(1) 耐震化率の現況	14
	<u>(2)これまでの取り組みと課題</u>	15
	(3) 所有者意識等から見る課題	16
<u>2</u>	多数の者が利用する建築物	24
	(1) 耐震化率の現況	24
	<u>(2)これまでの取り組みと課題</u>	25
<u>3</u>	ブロック塀等	26
	<u>(1)これまでの取り組みと課題</u>	26
	(2) 所有者意識等から見る課題	27
<u>第5章</u>	章 耐震化目標の設定	31
<u>1</u>	設定の考え方	31
	<u>(1) これまでの経緯</u>	31
	(2) 甘楽町における耐震化目標の設定の考え方	32
<u>2</u>	耐震化の目標	33
	(1) 住宅	
	(2) 多数の者が利用する建築物	34
	(3) ブロック塀等	34

第6章	<u> 建築物の耐震化促進施策</u>	35
<u>1</u>	施策の方向性	35
<u>2</u>	耐震化の促進施策	37
	(1) 住宅	37
	<u>(2)町有建築物</u>	43
	(3) 避難路の指定及び沿道建築物	45
<u>3</u>	耐震改修促進法に基づく指導等の実施	49
	<u>(1)指示対象建築物</u>	49
	<u>(2) 指導・助言対象建築物</u>	49
<u>4</u>	ブロック塀等、その他の安全確保対策に関する取り組み	50
	<u>(1)ブロック塀等の安全確保の促進</u>	50
	(2) その他の地震時における安全確保対策	51
第7章	5 建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための体制づくり	52
<u>1</u>	県、町、所有者、関係団体、建築士・施工者、地域組織などの連携・役割分担	52
	(1) 基本的考え方	52
	<u>(2)役割分担</u>	53
	(3) 県との連携強化	54
	(4) 自治会等地域活動の支援	54

第1章 背景

1 大震災等からの教訓

(1) 阪神・淡路大震災(平成7年1月)及び東日本大震災(平成23年3月)

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、25万棟に及ぶ住宅・建築物の倒壊等(全壊・半壊)、甚大な被害をもたらしました。平成7年の警察白書によると、死者5,502人の約9割は、住宅・建築物の倒壊等が原因であり、昭和56年5月31日以前に着工された、新耐震基準に適合しないと考えられる耐震性が不十分な建築物に多くの被害が生じました。

また、平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の報告書では、昭和56年6月の建築基準法の改正によって強化された新耐震基準に基づいた建築物は、倒壊に至るような大きな被害が少なかったとしており、この傾向は平成16年の新潟県中越地震においても顕著でした。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が2万人*1を超え、全壊した住宅は12万4千戸*1、半壊した住宅が27万5千戸*1でしたが、新耐震基準により建設・補強された建築物の地震の揺れによる被害は限定的であり、死傷者や経済的な損害の大半は津波によるものでした*2。

こうしたことから、大規模地震による被害を減少させるためには、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な建築物について、耐震性の向上を図ることが重要です。

※1:消防庁災害対策本部(平成27年第152報) ※2:東日本大震災記録集(消防庁、平成25年3月)

地震による直接的な死亡原因死者数割合家屋・家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの4,831 人87.8%焼死体(火傷死体)及びその疑いのあるもの550 人10.0%その他121 人2.2%合計5,502 人100.0%

表1-1:阪神・淡路大震災による直接的な死亡原因

資料:「平成7年版警察白書」による。平成7年4月24日現在

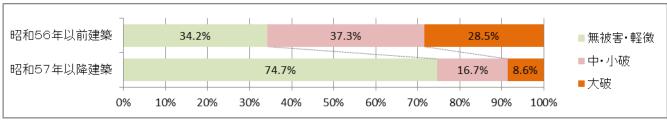


図1-1:阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況

資料:平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告書(建設省)による

(2) 熊本地震(平成28年4月)

熊本県熊本地方において、平成28年4月14日及び16日の2回、最大震度7を記録する 地震が発生し、熊本県を中心に数多くの建築物に倒壊などの被害をもたらしました。

一般社団法人日本建築学会(以下「学会」という。)が、熊本県上益城郡益城町中心部において実施した悉皆調査(以下「学会悉皆調査」という。)によれば、新耐震基準導入以降に比べて、それ以前(旧耐震基準)の木造住宅の被害率が顕著に大きかったとしています(図1-2参照)。

「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書(平成28年9月)」では、「必要壁量が強化された新耐震基準は、旧耐震基準と比較して、熊本地震に対する倒壊・崩壊の防止に有効であったと認められ、旧耐震基準の木造建築物については、耐震化の一層の促進を図ることが必要である。」としており、これまでの地震被害からの教訓と同様に、新耐震基準が導入される以前の耐震性が不十分な建築物について、早急に耐震性の向上を図る必要があります。

加えて、新耐震基準の木造建築物にも一定の被害があったことが確認されています。この原因として、柱とはり等との接合部の接合方法が不十分であったことなどが指摘されており、接合部の仕様等が明確化された平成12年(2000年)以前に建築された新耐震基準の木造建築物に対しても対策が求められています。

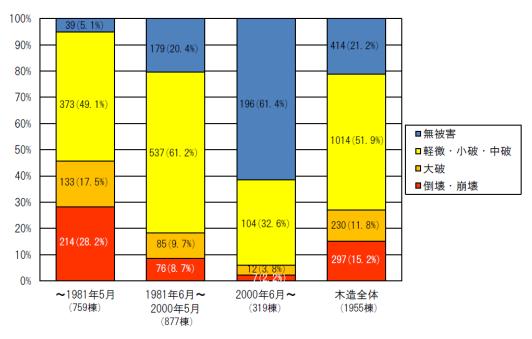


図1-2:学会悉皆調査結果による木造の建築時期別の被害状況 資料:熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書(平成28年9月)による

(3) 大阪府北部地震(平成30年6月)

大阪府北部において、平成30年6月18日、マグニチュード6.1の地震が発生し、大阪市北区、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市で震度6弱を観測しました。地震による死者は6名で、うち2名が小学校や住宅のブロック塀の倒壊によるものでした。

このブロック塀の倒壊事故を受け、文部科学省は学校における組積造の塀又は補強コンクリート造の塀(以下「ブロック塀等」という。)の安全点検等について取り組みを促す通知を全国の各教育委員会等に発出しました。また、国土交通省は、「ブロック塀等の点検のチェックポイント」を公表し、地方公共団体に対し、塀の所有者等に向けた注意喚起の依頼等を行いました。

過去にも、昭和53年6月の宮城県沖地震をはじめとして、ブロック塀等の倒壊による死亡事故が発生していることや、ブロック塀等が倒壊すると避難や救護活動のための道路の通行に支障を来たすことから、倒壊のおそれがあるブロック塀等の安全確保対策が求められています。

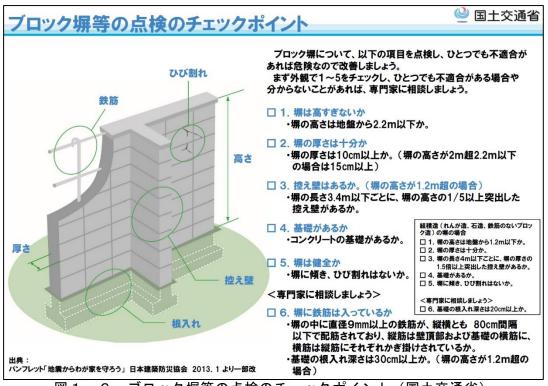


図1-3:ブロック塀等の点検のチェックポイント(国土交通省)

2 耐震改修促進法の改正

本計画の策定の根拠法である「建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)」は、平成7年10月に公布され、平成18年の改正によって、国土交通大臣は建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めることとなり、さらに都道府県は基本方針に基づき、耐震改修促進計画の策定が義務付けられました。

その後、地震時の人的・経済的被害を軽減するために、平成 27 年の住宅・建築物の耐震 化率を 90%とする政府の目標に対して、耐震化の進捗が遅れており、また南海トラフの巨大 地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、建築物の耐震化を強力に促進するため、平成 25 年 11 月に改正耐震改修促進法が施行されました。

改正耐震改修促進法では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物や学校、保育所等の避難弱者が利用する建築物等のうち大規模な建築物に対して、平成27年12月までに耐震診断の実施と所管行政庁への結果報告を行うことが義務付けられました。また、防災拠点建築物等や緊急輸送道路等の避難路沿道建築物について、都道府県や市町村が耐震診断の義務付けを行うことができるようになりました。併せて、耐震性に係る表示制度の創設や、認定された耐震改修について容積率・建ペい率の特例などの促進策が講じられました。さらに、大阪府北部地震による被害を受け、平成31年1月施行の政令改正により、耐震診断が義務付けられる避難路沿道建築物にブロック塀等が追加されました。

このような背景のもと、町では、本計画を策定し、建築物の耐震改修の促進に向けて総合的かつ計画的に取り組むこととします。

3 本計画改正の背景

本計画の従前の計画である第2期計画において、平成32年度末(当時)までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を90%にすることを目標に掲げ、住宅及び建築物の耐震化の促進に取り組んできましたが、目標の達成には至りませんでした。

近年、全国各地で大規模な地震が頻発しており、また南海トラフ地震や首都直下地震の切 迫性が指摘される中、町民の命と財産を守るために、これまでよりも強力に地震対策に取り 組む必要があります。

そこで、本計画では更に5年後の令和7年度までの住宅及び建築物の耐震化率の目標を掲げ、住宅・建築物の所有者等が地震対策の重要性を確実に認識できるように普及啓発の方法の見直しを行うとともに、所有者等や耐震化のプレイヤーとなる建築士・施工者が積極的に耐震改修に取り組みたくなるように支援策の見直し等を行います。また、建築関係団体、建築士・施工者及び自治会等の地域組織との連携体制を強化し、これまでよりも強力に耐震化を促進します。

第2章 計画概要

1 計画の目的

本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から町民の命と財産を守ることを目的とし、 国の基本方針及び県計画の耐震化率の目標、町内で想定される地震の規模及び被害並びに耐 震化の現状などを踏まえた具体的な目標を定め、これまでよりも強力に耐震化の促進に取り 組みます。

なお、本計画の取り組みは、SDGs の目標 11「包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する」のターゲット 11. b「2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。」の達成に寄与します。

※「SDGs」とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、2015 年9月に国連で開かれたサミットで決められた、国際社会共通の目標のことです。

地震による建築物の倒壊等から町民の命と財産を守る。



2 基本方針

本計画では、地震による建築物の倒壊等から町民の命と財産を守るために、以下のことを基本方針として、住宅及び建築物の耐震化を促進していきます。

- ① ターゲットを定めターゲットに合わせた 効果的な普及啓発及び支援を行います。
- ② プレイヤー(建築士・施工者)や地域の力を活かせる環境整備を図ります。

3 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から7年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や事業進捗状況等を勘案し、定期的に計画内容を検証し、必要に応 じ適宜、目標や計画内容を見直すこととします。

4 対象建築物

改正耐震改修促進法では、全ての既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性に係る建築 基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下「耐震関係規定」という。)に適合し ない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ)について、 耐震化の努力義務が課せられるとともに、一部の建築物には耐震診断が義務付けられました。 本計画では、全ての既存耐震不適格建築物の耐震化を促進することとし、その中でも、と りわけ次表に掲げる住宅及び建築物を中心に耐震化を促進します。

なお、本町では令和元年度末時点で耐震診断義務付け対象建築物*1に指定されている建築物はありません。

表2-1:本計画で積極的に耐震化を促進する対象建築物

種類	内容	備考
	町民の生命・財産を守ることはもとより、被災地域	戸建住宅、共同住宅
住 宅	の減災という視点からも住宅の耐震化を促進しま	(長屋住宅含む)
	す。	
	次に示す一定の規模以上の建築物の耐震化を促	耐震改修促進法第
	進します。	14 条各号に定める
	①多数の者が利用する建築物	特定既存耐震不適
特定既存耐震不適格建築物※2	②被災することにより甚大な被害が発生することが	格建築物
	想定される危険物等を取り扱う建築物	
	③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築	
	物	
	町有建築物は、災害時の活動拠点や広域的な重	
町有建築物	要施設となることや多くの町民が集まることから、特	
	に耐震化を積極的に推進していきます。	

※ 1 耐震診断義務付け対象建築物:次ページの表 2-2 に定められた要件(耐震診断義務付け対象建築物の要件欄) を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建 築物であって、昭和56年5月31日以前に建築に着手したもの(旧耐震基準 建築物)。

※2特定既存耐震不適格建築物:次ページの表2-2に定められた用途及び規模(特定既存耐震不適格建築物の要件欄)を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物。

表2-2:耐震改修促進法における特定既存耐震不適格建築物等の要件一覧表

				16 - V1		
用	途		特定既存耐震不適格 建築物の要件 (法第 14 条)	指示**1 対象となる特 定既存耐震不適格建 築物の要件 (法第 15 条)	耐震診断義務付け対 象建築物 ^{※2} の要件 (法附則第3条・法第 7条)	
	学校	小学校、中学校、中等教育学校 の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ 1,000 ㎡以上(屋内運 動場の面積を含む)	階数2以上かつ 1,500 ㎡以上(屋内運 動場の面積を含む)	階数2以上かつ 3,000 ㎡以上(屋内運 動場の面積を含む)	
		上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000 ㎡以上			
	体育館(一般公	:共の用に供されるもの)	階数1以上かつ 1,000 ㎡以上	階数1以上かつ 2,000 ㎡以上	階数1以上かつ 5,000 ㎡以上	
	類する運動施設	スケート場、水泳場その他これらに 足		mile stef —	mkle sky - v v k k	
	病院、診療所			階数3以上かつ	階数3以上かつ	
多	劇場、観覧場、	映画館、演芸場		2,000 ㎡以上	5,000 ㎡以上	
数	集会場、公会堂	<u> </u>				
Ó	展示場		階数3以上かつ			
者	卸売市場		間数5以上が5 1.000 m 以上			
が			1,000 田以上			
多数の者が利用する建築物	白質店、マーケ 舗 ホテル、旅館	ットその他の物品販売業を営む店		階数3以上かつ 2,000 ㎡以上	階数3以上かつ 5,000 ㎡以上	
り る 建		住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
뚚		人短期入所施設、福祉ホームそ				
釜	の他これらに類		階数2以上かつ	階数2以上かつ	階数2以上かつ 5,000 ㎡以上	
彻						
$\widehat{\Box}$		7一、児童厚生施設、身体障害者	1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上	5,000 m以上	
(法 第	福祉センターそ	の他これらに類するもの				
			階数2以上かつ	階数2以上かつ	階数2以上かつ	
14	幼稚園、保育所	Í	個数2以上がり 500 m ³ 以上	階級2以上がり 750 m ³ 以上	間数2以上がり 1,500 ㎡以上	
			300 川以工	730 111以上	1,000 1118/1	
条第1号)	博物館、美術館	1、図書館				
777 1	遊技場					
卢	公衆浴場			階数3以上かつ 2,000 ㎡以上		
\mathbf{z}		レー、料理店、ナイトクラブ、ダンス			階数3以上かつ 5,000 ㎡以上	
		はれらに類するもの				
	するサービス業		階数3以上かつ 1,000 ㎡以上			
	る建築物を除く					
		又は船舶若しくは航空機の発着場 を物で旅客の乗降又は待合の用に		階数3以上かつ	階数3以上かつ 5,000 ㎡以上	
		の他の自動車又は自転車の停留		階数3以上かつ 2,000 ㎡以上		
	又は駐車のため			2,000 III & T		
	保健所、税務署 要な建築物	引きる。 その他これらに類する公益上必				
とカ	くすることによ ^ヾ 想定される危 k第 14 条第 2 !	: り甚大な被害が発生するこ :険物等を取り扱う建築物 号)	政令で定める数量以 上の危険物を貯蔵又 は処理する全ての建 築物	階数1以上かつ 500 ㎡以上	階数1以上かつ5,000 ㎡以上かつ敷地境界 線から一定距離以内 に存する建築物	
築物		fを確保すべき道路沿道の建 号)	耐震改修促進計画で指定する避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物(建物に附属するブロック塀等を含む)	左に同じ	耐震改修促進計画で指 定する重要な避難路沿 道建築物であって、前面 道路に対して一定の高 さ以上の建築物(建物 に附属するブロック塀 等を含む)	
	₹拠点である建	接物 	※2 義務付け対象は、		耐震改修促進計画で指 定する大規模な地震が 発生した場合において その利用を確保するこ とが公益上必要な、病 院、官公署、災害応急 対応対策に必要な施設 等の建築物	

※1 耐震改修促進法第 15 条第2項に基づく指示 ※2 義務付け対象は、旧耐震基準建築物

5 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条の規定に基づく、市町村の耐震改修促進計画として策定するものです。上位の地震防災対策を踏まえ、本町における他の計画(甘楽町地域防災計画、甘楽町国土強靭化地域計画等)との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項をより具体的に定めることとします。

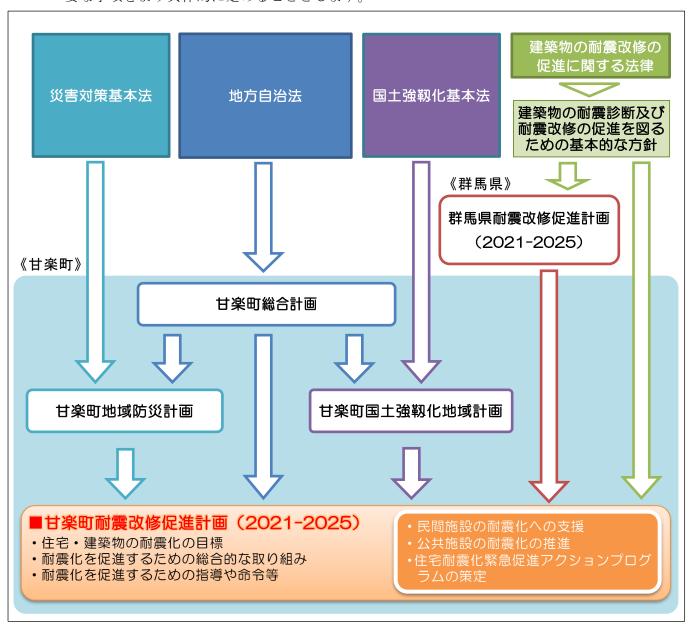


図2-1:本計画の位置付け

第3章 甘楽町の地震環境

1 過去の地震被害

次の表に示すように、群馬県は過去に多くの地震被害を経験しています。

大正以降、県内で発生した地震被害で最も大きいものが、昭和6年に発生した「西埼玉地震」で、死者5名、負傷者55名を数えるほか、八高線鉄橋が破壊されるほどの被害が発生しています。また、新潟県中越地震(H16.10)では、県内でも度重なる余震を観測し、家屋1,055戸が一部破損しています。

記憶に新しいところでは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した、東北地方太平洋沖地震により、県内住宅の一部破損が 17,246 棟にも及びました。

		0 1	・週本の地長板古		
発生年月日	地 震 名 (震 源)	規模 (M)	震 度	群馬県内の主な被害	
1916. 2.22 (大正 5年)	(浅間山麓)	6. 2	3:前橋市昭和町	家屋全壊7戸、半壊3戸 一部破損109戸	
1923. 9. 1 (大正 12 年)	関東地震 (神奈川県西部)	7. 9	4:前橋市昭和町	負傷者9人、家屋全壊49戸 半壊8戸	
1931. 9.21 (昭和 6年)	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6. 9	5:前橋市昭和町	死者 5 人、負傷者 55 人、 家屋全壊 166 戸、半壊 1,769 戸	
1964. 6.16 (昭和 39 年)	新潟地震 ^{*2} (新潟県下越沖)	7. 5	4:須田貝通報所· 前橋市昭和町	負傷者 1 人	
1996. 12. 21 (平成 8 年)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5. 6	5弱:板倉町板倉 4:沼田市西倉内町 ・片品村東小川 ・桐生市織姫町	家屋一部破損 64 戸	
2004. 10. 23 (平成 16 年)	平成 16 年 (2004 年) 新潟県中越地震* ² (新潟県中越地方)	6. 8	5弱:片品村東小川 ・高崎市高松町 ・渋川市北橘町	負傷者6人 家屋一部破損1,055戸	
2011. 3.11 (平成 23 年)	平成 23 年(2011 年) 東北地方太平洋沖地震 ※2(三陸沖)	9. 0	6弱:桐生市元宿町 5弱:初生市元宿町 ・高川田市高田 ・高崎市市高級里市市高級里市市の明市市新町 ・カル川市市が明田町市が明田町田町の明 ・大泉町中野	死者 1 名、負傷者 41 名 住家半壊 7 棟 住家一部破損 17, 246 棟	
2018. 6. 17 (平成 30 年)	群馬県南部の地震 (群馬県南部)	4. 6	5 弱: 渋川市 4:前橋市、桐生市、 伊勢崎市、沼田市、 吉岡町、東吾妻町	住宅一部破損 4 棟	

表3-1:過去の地震被害

資料:『群馬県地域防災計画』(震災対策編(第1部 総則 第4節))による

^{※1 1916} 年(大正 5 年)の浅間山麓を震源とする地震は、浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推定され、局所的な被害にとどまっています。

^{※2} 気象庁が命名した地震。

第3章 甘楽町の地震環境

また、818年に関東平野北西部(今の群馬県付近)で推定マグニチュード7.5以上の弘仁 地震が発生し、多くの死者が出たと歴史書の「類聚国史」に記載されています。

2 群馬県内の活断層

地震には、活断層の活動による「内陸直下型地震(阪神・淡路大震災や新潟県中越地震など)」と、プレート(岩盤)とプレートがぶつかり合うことにより発生する「プレート境界型 地震(関東大震災や十勝沖地震など)」があります。

群馬県内には、フォッサマグナの東縁の可能性があるとされる「柏崎ー銚子構造線*」が 県土を南北に貫いています。新潟県中越地震は、その震源地(長岡市や小千谷市など)が「柏 崎-銚子構造線」沿線に点在していたため、大きな余震が数多く発生したと考えられていま す。

また、県内では、北西部の県境付近には活火山周辺に短い活断層が、県北東部の片品川流域には片品川左岸断層が、それぞれ分布しています。一方、県南部には、埼玉県北部から高崎市北部まで続く深谷断層が認められます。深谷断層の南西側には、深谷断層と平行する平井-櫛挽断層帯の各断層や磯部断層が断続的に分布しており、平井-櫛挽断層帯のうち、神川断層、平井断層が発達しています。文部科学省地震調査研究推進本部(2005)は、深谷断層と埼玉県東部にある江南断層や綾瀬川断層、平井-櫛挽断層帯が一連のものとして関東平野北西縁断層帯と定義しています。なお、その後に行われた調査及び研究成果により新たな知見が得られたため、関東平野北西縁断層帯は深谷断層帯・綾瀬川断層に二分され、それぞれ評価されています。その他、県内の活断層としては、みどり市大間々周辺の大久保断層や太田市東部から桐生市南部に延びる太田断層が挙げられます。

※構造線:地殻変動により生じた大規模な断層帯のこと、一本の大断層ではなく、時期や規模によらず数多くの断層の集合体から成る場合が多い。これを境に両側は著しく異なる地質構造が形成されます。特に、新潟県の柏崎付近から三国峠、沼田、赤城山、太田を通り千葉県銚子付近へ抜ける構造線を、柏崎-銚子構造線と言います。

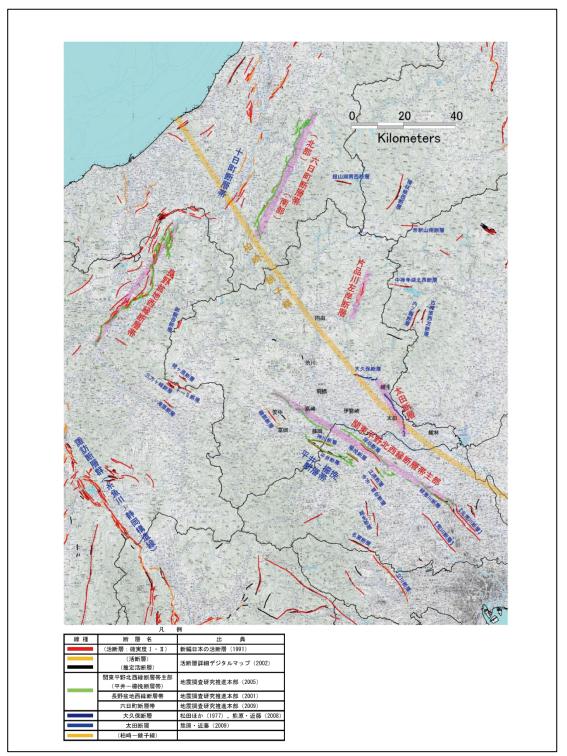


図3-1:群馬県内の構造線や活断層の分布

資料:群馬県地震被害想定調査*(平成24年6月 群馬県)

※群馬県地震被害想定調査:群馬県に大きな影響を及ぼす可能性の高い地震に対して、自然 条件や社会条件のもとで、科学的知見に基づき地震による被害 を想定し、想定される被害を可能な限り減少させるために実施 する県の地震防災対策を充実させるとともに、市町村が実施す る防災対策や、県民が自助・共助による地域防災力を向上させ ていくための検討を行う際の基礎資料とすることを目的とし て、平成23~24年度にかけて実施した調査。

3 群馬県内の地震動の予測

地震調査研究推進本部^{※1}地震調査委員会は、東日本大震災の発生を受けて指摘された確率 論的地震動予測地図の諸課題のうち、特に大規模・低頻度の地震を考慮するための検討等に 重点的に取り組み、2014年以降、新たに公表される長期評価に基づいた全国地震予測地図を 更新、公表しています(本計画策定時の最新版は「全国地震動予測地図地図編 2018 年版 (2019 年1月修正版)」)。

その全国地震予測地図によると、県内において、今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が、県南東部の一部に26%以上、県西部の一部や県中央部から県南東部に6~26%や3~6%の範囲が広がり、その他の地域も0.1~3%の範囲が広がっています。

甘楽町は0.1~6%の範囲に位置しています。

※1: 地震調査研究推進本部: 平成7年の阪神・淡路大震災の経験を活かし、地震に関する調査研究 の成果を社会に伝え、政府として一元的に推進するために作られた組 織。地震防災対策の強化、特に地震による被害の軽減に資する地震調 査研究の推進を基本目標に調査・研究を進めています。

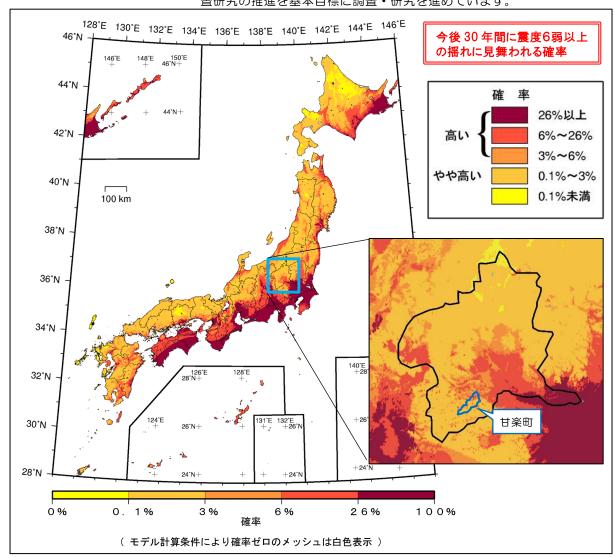


図3-2:全国地震動予測地図2018年版(2019年1月修正版)

資料:地震調查研究推進本部地震調查委員会資料

4 甘楽町の地震被害想定

群馬県地震被害想定調査では、県内において「関東平野北西縁断層帯主部による地震」「太 田断層による地震」「片品川左岸断層による地震」の 3 つの震源による地震を想定し、その 被害を冬5時、夏12時、冬18時の3パターンで算出しています。

想定地震ごとの被害の推定では、「関東平野北西縁断層帯主部による地震」の「冬 5 時」 で甘楽町に最も大きな人的被害(死者及び負傷者)が発生すると想定されています。

この「関東平野北西縁断層帯主部による地震」による人的被害については、死者 86 人、 負傷者 203人、物的被害については、4,578棟の被害が想定されています。

			想定地震ごとの被害					
項目			関東平野北西縁断層帯 太田断層による地震 主部による地震		片品川左岸断層による 地震			
		死 者	86 人	0 人	0人			
人	((冬 5 時)	(0.63%)	(0.00%)	(0.00%)			
的被害	的 負傷者		203 人	1人	0 人			
被	被 (冬 5 時)		(1.49%)	(0.01%)	(0.00%)			
吉	善 避難者		5, 804 人	3 人	人 0			
	(冬 18 時)		(42.62%)	(0.02%)	(0.00%)			
	建物(全壊・半壊)		4, 578 棟	5 棟	0 棟			
物	(冬 5 時)		(44. 18%)	(0.05%)	(0.00%)			
的被害	火	出火件数 (冬 18 時)	6 件	0 件	0 件			
一吉	火災	焼失棟数	281 棟	0 棟	0 棟			
		(冬 18 時)	(2.71%)	(0.00%)	(0.00%)			

2.相中地電ごしの独宝相中

資料:群馬県地震被害想定調査(平成24年6月群馬県)

- ・%数値は、下記に対する割合
 - ・人口総数: 13,618人(平成 22 年国勢調査による甘楽町の夜間人口)
 - 建物総数: 10,362棟(平成23年10月、固定資産税課税台帳)
- ・避難者は、最大となる地震発生 1 日後の人数 ・被害想定の数値は、想定地震に対して、最大限の被害を想定したものであり、同規模の地震が発生することにより必ず標記の被害が発生することを示しているわけではありません。 ・冬 5 時、夏 12 時、冬 18 時の中から、最大となる値を抜粋して示しています。
- ・ 小数点以下の数値は四捨五入しています。

第4章 耐震化の状況・課題

1 住宅

(1) 耐震化率の現況

町の推計*1では、令和元年度の空き家を除いた住宅の総戸数が約 4,790 戸であるのに対し、建築年代を見ると、耐震性能に不安がある昭和 56 年 5 月末以前*2の旧耐震基準の住宅が 26.3%に相当する約 1,260 戸となっています。

旧耐震基準の住宅のうち、耐震性ありと診断される住宅が約330戸となっており、昭和56年6月以降の住宅(約3,530戸)と合わせると、耐震性があると判断される住宅は、約3,860戸であり、令和2年1月の耐震化率は、推計で約80.6%となっています。

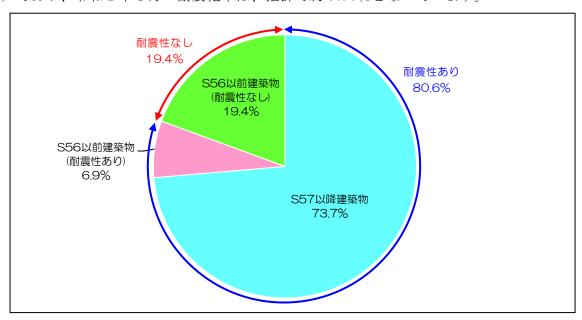


図4-1:住宅の耐震化率の状況(令和2年1月時点の推計値)

表4-1:令和2年1月時点の住宅の耐震化率の推計値

住宅総戸数4,790昭和 56 年 6 月以降の住宅3,530昭和 56 年 5 月末以前の住宅1,260耐震性ありと診断されるもの
耐震性なしと推測されるもの330耐震化戸数3,860耐震化率80.6%

※1:国の算出方法を準用して、令和2年1月時点の固定資産課税台帳、住民基本台帳の数値を基に 算出しました。

※2:昭和56年6月に新しい耐震基準が施行されており、阪神淡路大震災では、この年代区分で建物被害に大きな差が出ています。

(2) これまでの取り組みと課題

住宅の耐震化率は、平成20年度で約64%、平成27年度で約71%、令和2年1月時点で約81%と増加していますが、第2期計画の令和2年度の目標90%の達成には至らない状況となっています。

本町では、木造戸建住宅について、耐震化の普及啓発を行うとともに、耐震診断事業や耐震改修補助事業、耐震シェルター等設置補助事業により支援を行ってきました。しかし、耐震診断事業については数件の実績、耐震改修補助、耐震シェルター等設置補助に至っては実績無しと、減災化の補助制度の活用はほとんど無い状況となっており、耐震改修についての意識醸成や補助事業の周知が課題となっています。

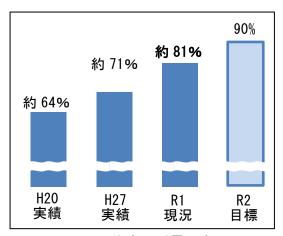


図4-2:住宅の耐震化率の 推移と目標

表4-2:木造戸建住宅の甘楽町耐震改修補助制度等の実績(平成 21 年度~令和 2 年度)

(単位:件)

補助制度等		~H27	H28	H29	H30	R1	R2	計	補助金上限額
耐震診断者派遣事業 一般診断※1		3	0	0	0	0	1	4	_
耐震改修補助※2	募集	7	1	1	1	1	1	12	C7 C T III
	実績	0	0	0	0	0	0	0	57.5万円
耐震シェルター等※3設置	募集	_	_	_	1	1	1	3	00 T.H
補助	実施	_	_	_	0	0	0	0	30 万円

- ※1一般診断:目視調査による代表的な部位をもって耐震性の評価を行う診断方法
- ※2耐震改修補助:耐震診断による上部構造評点※4を 1.0 以上とする工事に対する補助
- ※3耐震シェルター等:住宅倒壊時に一定の生存空間を確保する耐震シェルター又は耐震ベッド
- ※4上部構造評点: 木造住宅の基礎より上の構造の耐震性能を示す指標(O.7未満: 倒壊する可能性が高い、O.7~1.0未満: 倒壊する可能性がある、1.0~1.5未満: 一応倒壊しない、1.5以上: 倒壊しない)

(3) 所有者意識等から見る課題

群馬県は、木造戸建住宅の所有者の耐震化の意識等を把握することを目的として、群馬県内の旧耐震基準の木造戸建住宅の所有者と想定される世帯 1,000 件を抽出し、令和 2 年度に『木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート』を実施しました。その結果は次のとおりです。

① 旧耐震基準の住宅所有者の属性

旧耐震基準の住宅所有者は、高齢者世帯が多く、世帯年収は300万円未満が多いなど、経済的に耐震化にかかる費用負担が厳しい世帯が多いと考えられます。

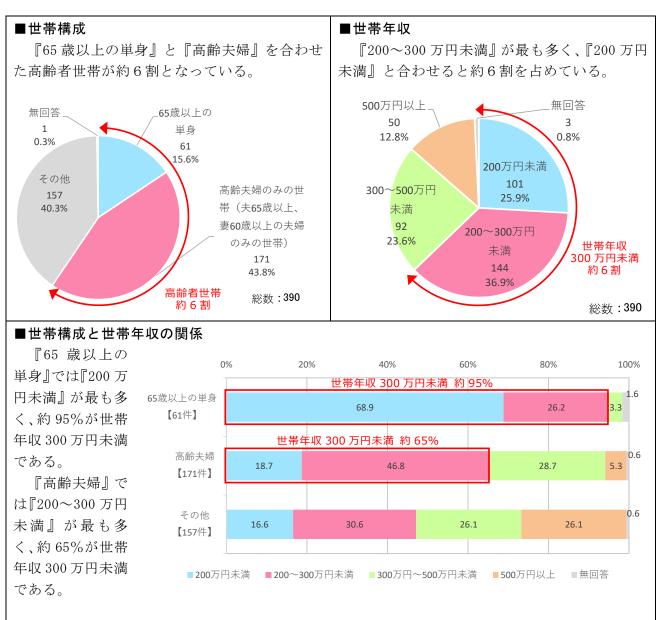


図4-3:木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果(群馬県)

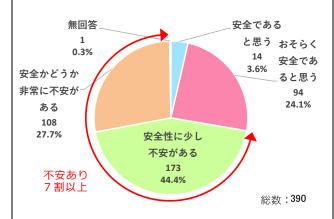
② 耐震化に関する所有者の知識・意識等

旧耐震基準の住宅所有者の多くが、自宅の耐震性が不足している可能性があることや、無料の木造住宅耐震診断者派遣事業を知らない状況であり、診断せずに耐震性があると思っている所有者も一定数います。これまで行政は広報紙を中心に普及啓発を行ってきましたが、耐震化に関する正しい知識や情報が、住宅所有者に行き届いていないという課題が見えます。

耐震診断については、地震に対する安全性に不安を抱えている住宅所有者が多いものの、 将来の利用予定がないことを主な理由として、予定なしの所有者が多い状況です。今の住宅 に住む間にも大地震が来る可能性があること、旧耐震基準住宅の危険性、地震後の困難など について、住宅所有者に具体的に考えてもらえる普及啓発が重要となります。また、年収が 低い世帯は、耐震診断の意向がない世帯が多い傾向があり、耐震化の費用負担が難しいこと に関連していると推測されます。

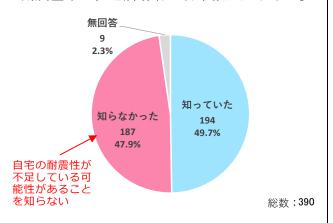
■住まいの地震に対する安全性の認識

『安全かどうか非常に不安がある』、『安全性に少し不安がある』を合わせて、7割以上が住まいの安全性に対して不安を抱えている。



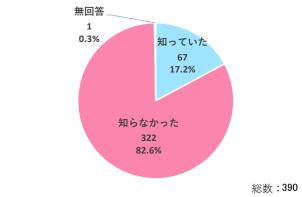
■旧耐震基準の建物の耐震性に関する認識

昭和56年5月以前の旧耐震基準の建物は耐震性が不足している可能性があることについて、 旧耐震基準の住宅所有者の約半数は知らない。



■過去の地震履歴の認識

過去に県内で大地震(818年弘仁地震)があったことについて、約8割が知らない。



■木造住宅耐震診断者派遣事業の認知度

県内全市町村に無料診断事業があり、主に広報紙で募集を案内しているが、7割以上が事業を知らず、認知度が低い。

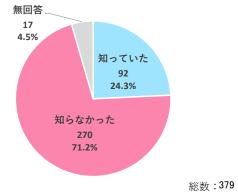
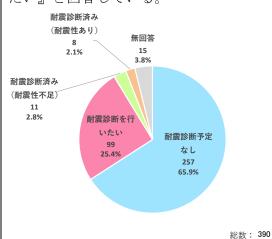


図4-4:木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果(群馬県)

■耐震診断の意向

6割以上が『耐震診断予定なし』としている一方で、2割以上が『耐震診断を行いたい』と回答している。



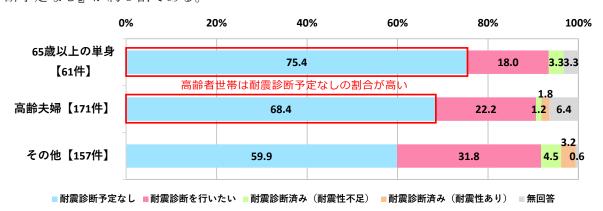
■耐震診断の予定がない理由

『自分たちの代までしか利用しないから』が最も多く、『長く住まなそうだから』も含め、将来の利用予定に関する理由が多い。2番目に『耐震性が不足していても何もできないから』が多く、『地震に耐えられると思うから』という理由も多い。



■世帯構成別の『耐震診断の意向』

高齢者世帯は、その他の世帯よりも『耐震診断予定なし』の割合が多い。その他の世帯でも『耐震診断予定なし』が約6割である。



■世帯年収別の『耐震診断の意向』

世帯年収が低くなると、『耐震診断予定なし』の割合が多くなる傾向が見られる。世帯収入が『500 万円以上』の世帯でも半数程度が『耐震診断予定なし』となっている。

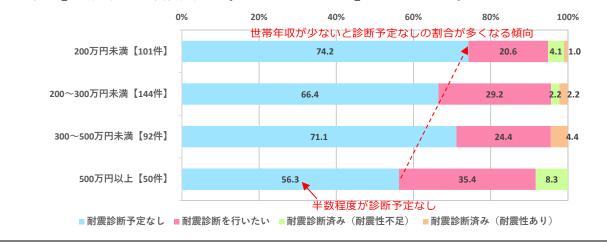


図4-5:木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果(群馬県)

■住まいの地震に対する安全性の認識別の『耐震診断の意向』

『安全である又はおそらく安全であると思う』では診断予定なしが約7~8割である。『安全性に少し又は非常に不安がある』でも診断予定なしが6割程度ある。また、安全性に不安を感じているほど『耐震診断の実施を行いたい』の割合が増えるが、診断予定なしより少ない。



■住まいの地震に対する安全性の認識別の『耐震診断の予定がない理由』

安全であると感じている回答者は、『地震に耐えられると思うから』、『自分たちの代までしか利用しないから』が多い。安全性に不安を感じている回答者では、『自分たちの代までしか利用しないから』が最も多く、次いで『耐震性が不足していても何もできないから』が多い。

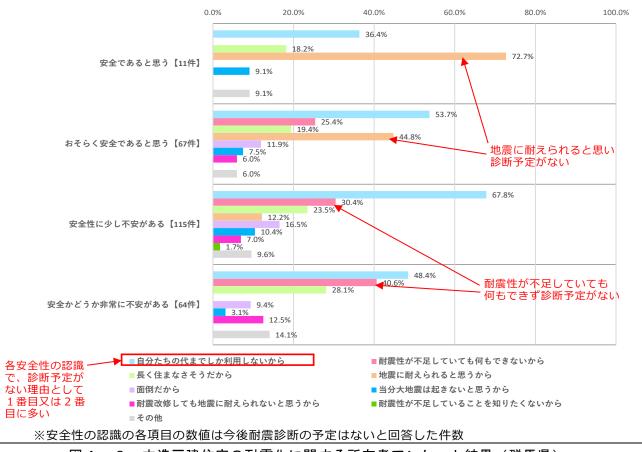


図4-6:木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果(群馬県)

■世帯年収別の『耐震診断の予定がない理由』

いずれの世帯年収でも、『自分たちの代までしか利用しないから』の割合が最も多い。また、『耐震性が不足していても何もできないから』の回答については、世帯年入が低くなると割合が多くなる傾向があることから、何もできない理由は耐震化の費用負担と関連していると推測される。



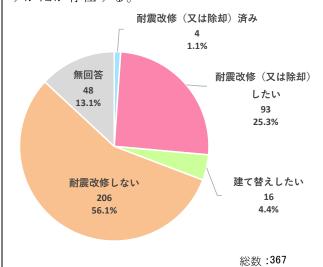
図4-7:木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果(群馬県)

③ 耐震改修等に関する所有者の意向

耐震性が不足していた場合の耐震改修等の意向について、約半数が耐震改修に消極的であり、耐震改修を行わない理由は、『費用負担が大きいから』や『古い家にお金をかけたくないから』が特に多くなっています。耐震改修してもよい自己負担額について、100万円以下又は50万円以下という住宅所有者が多く、その意向と実際(県補助実績で平均180万円)のギャップが大きいことが課題となります。また、年収が低い世帯は耐震改修してもよい自己負担額が10万円から30万円程度の回答が多く、更なる費用負担の軽減が重要となります。

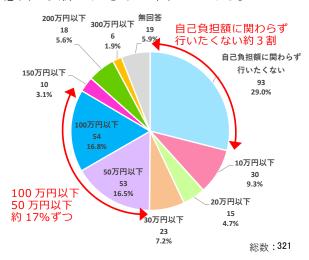
■耐震改修等の意向

耐震診断を行ったところ耐震性が不足していると診断された場合、『耐震改修しない』が約半数を占める。一方、『耐震改修(又は除却)したい』が約1/4存在する。『建て替えしたい』がわずかだが存在する。



■耐震改修してもよい自己負担額

約3割が『自己負担額に関わらず行いたくない』と回答している。一方で、『100万円以下』 又は『50万円以下』であれば行いたいとする回答も約17%ずつ存在する。県補助実績による自己負担が平均180万円であり、多くの所有者の意向と実際に大きなギャップがある。



■耐震改修を行わない理由

『費用負担が大きいから』や『古い家にお金をかけたくないから』という費用面の理由が特に 多い。耐震改修を「費用負担に関わらず行いたくない」の回答者の主な理由も費用面と見られる。

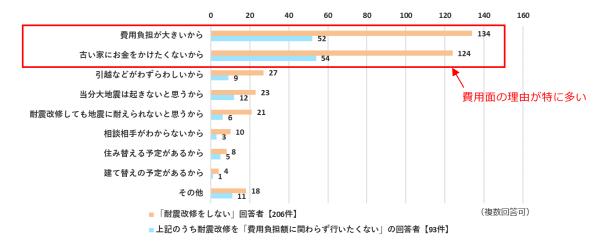
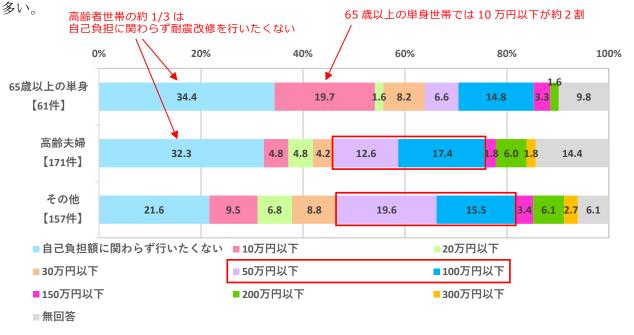


図4-8:木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果(群馬県)

■世帯構成別の『耐震改修してもよい自己負担額』

高齢者世帯の約 1/3 において、『自己負担額に関わらず行いたくない』となっており、その他世帯より多い。また、『65 歳以上の単身』では、負担ができても『10 万円以下』とする回答が約 2 割となっている。高齢夫婦とその他の世帯では『50 万円以下』と『100 万円以下』と回答する割合が



■世帯年収別の『耐震改修してもよい自己負担額』

世帯年収別では、『自己負担額に関わらず行いたくない』が、500万円以上を除く各世帯で約3割存在する。200万円未満の年収世帯では『10万円以下~30万円以下』が約3割存在し、200万円以上の年収世帯では『50万円以下』、『100万円以下』と回答する割合が、『自己負担額に関わらず行いたくない』を除き1番目か2番目に多い。

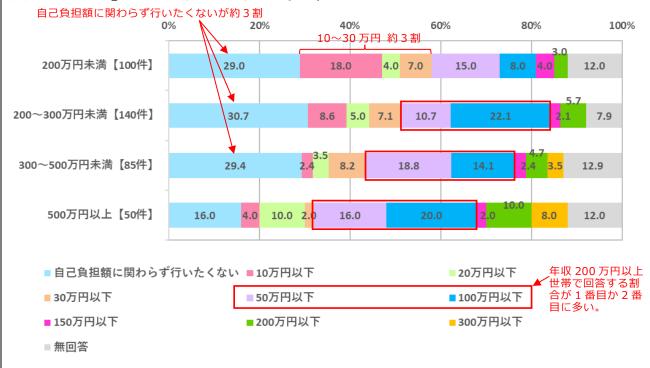


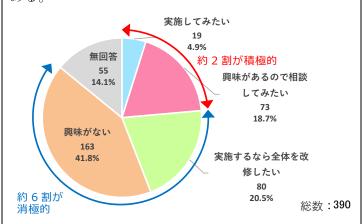
図4-9:木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果(群馬県)

④ 減災化等に関する所有者の意向

費用負担の小さい減災化(部分改修、段階的改修、耐震シェルター等)に対して興味がない世帯が多く、建替えは費用負担が大きく困難な世帯が多い一方、一定数は減災化や建替えの実施意向や興味がある世帯も存在しています。耐震化の費用負担の軽減が課題となる中、住宅所有者のニーズに適した様々な手法による安全性の確保について、住宅所有者へきめ細かに情報提供や支援を行うことが重要となります。

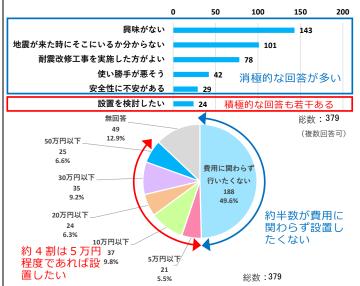
■部分改修の意向について

2階建の全体を耐震改修することが費用の面で難 しい場合の1階部分のみの改修について、約6割が 消極的な回答である。一方で積極的な回答も約2割 ある。



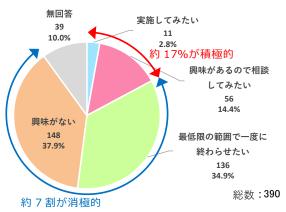
■耐震シェルターの印象と設置したい自己負担額

『興味がない』などの消極的な回答が多く、『設置を検討したい』という積極的な回答も若干ある。設置したいと思う自己負担額については、『費用に関わらず行いたくない』が半数を占める一方、5万円程度であれば設置したいという回答が約4割ある。



■段階的改修の意向について

『興味がない』又は『最低限の範囲で一度に終わらせたい』が多く、消極的な回答が約7割である。一方で積極的な回答も約17%ある。



■建替え等に対する補助があった場合の 建替えへの検討意向について

『建て替えは自己負担が大きいため難しい』が半数近くを占め『興味がない』を含めた消極的な回答は約3/4である。一方で積極的な回答も約17%ある。

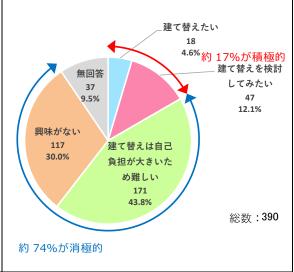


図4-10:木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果(群馬県)

2 多数の者が利用する建築物

(1) 耐震化率の現況

町独自の調査結果では、令和2年1月時点で多数の者が利用する建築物の総棟数が20棟のうち、旧耐震基準で建設された昭和56年5月末以前の建築物が15%にあたる3棟となっています。

昭和56年5月末以前の建築物のうち、耐震性あり(改修済みを含む)と診断されるものが2棟、昭和56年6月以降の建築物17棟と合わせると、耐震性があると判断される多数の者が利用する建築物は19棟あり、令和2年1月時点の耐震化率は、95%となっています。

多数の者が利用する建築物のうち、町有建築物は全8棟中7棟耐震性ありで、耐震化率は87.5%となっており、民間建築物は全12棟が耐震性ありで、耐震化率は100%となっています。

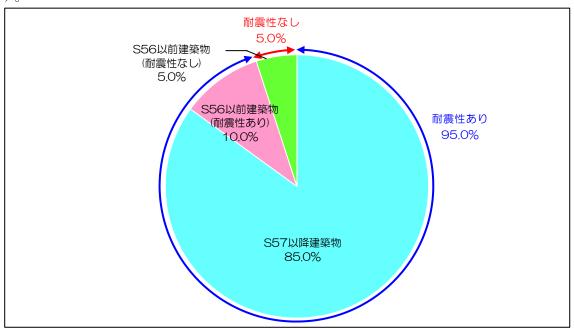


図4-11:多数の者が利用する建築物の耐震化率の状況(令和2年1月時点)

表4-3:令和2年1月に甘楽町が実施した調査結果に基づく多数の者が利用する建築物の耐震化率 (単位:棟)

		合計	公共	民間
多	数の者が利用する建築物総数	20	8	12
	昭和 56 年 6 月以降の建築物	17	5	12
	昭和 56 年 5 月末以前の建築物	3	3	0
	耐震性ありと診断されたもの	2	2	0
	耐震性なしと推測されるもの	1	1	0
耐	才震化棟数	19	7	12
耐	才震化率	95.0%	87. 5%	100.0%

(2) これまでの取り組みと課題

多数の者が利用する建築物の耐震化率は、平成20年度で約67%、平成27年度で約94%、令和2年1月時点で約95%と増加していますが、第2期計画の令和2年度の目標100%の達成には至らない状況となっています。その内訳を見ると、民間建築物の耐震化率100%に対して、町有建築物は約88%に留まっており、特に町有建築物の耐震化が急務となっています。

本町では、多数の者が利用する町有建築物については、耐震診断、耐震改修のほか、施設の統廃合等により耐震化を進めてきました。耐震化が済んでいない建築物については、残り1棟となっています。

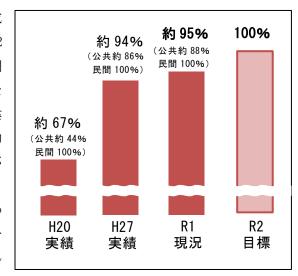


図4-12:多数の者が利用する建築物 の耐震化率の推移と目標

3 ブロック塀等

(1) これまでの取り組みと課題

ブロック塀等については、昭和53年の宮城県沖地震をはじめとする過去の地震によって、 倒壊事故が発生しており、安全確保対策の必要性が指摘されてきました。また、平成30年 の大阪府北部地震においても、倒壊事故が発生しており、ブロック塀等の安全確保対策が急 務となっています。

本町では、広報紙やホームページ等でブロック塀等の安全点検について周知を行うとともに、通学路沿いのブロック塀等の点検を行ってきましたが、道路沿いの既存ブロック塀等は、広域に渡り膨大な量が存在しており、実態の把握が進んでいないことが、安全確保対策を進める上での課題となっています。



写真4-1:ブロック塀等の安全点検の様子

(2) 所有者意識等から見る課題

群馬県は、ブロック塀等所有者のブロック塀等の安全に関する意識等を把握するため、群馬県内の道路沿いにある高さ 1.2mを越えるブロック塀等の所有者と思われる方を、現地確認により 1,000 件抽出し、令和 2 年度に『ブロック塀等の安全に関する所有者アンケート』を実施しました。その結果は次のとおりです。

① ブロック塀等の所有者属性

全体的に高齢者が世帯主となっている世帯が多く、高齢者のみ世帯(単身又は夫婦のみ) が占める割合も多くなっており、主に年金で生活するなど収入が低い世帯が多くなっていま す。

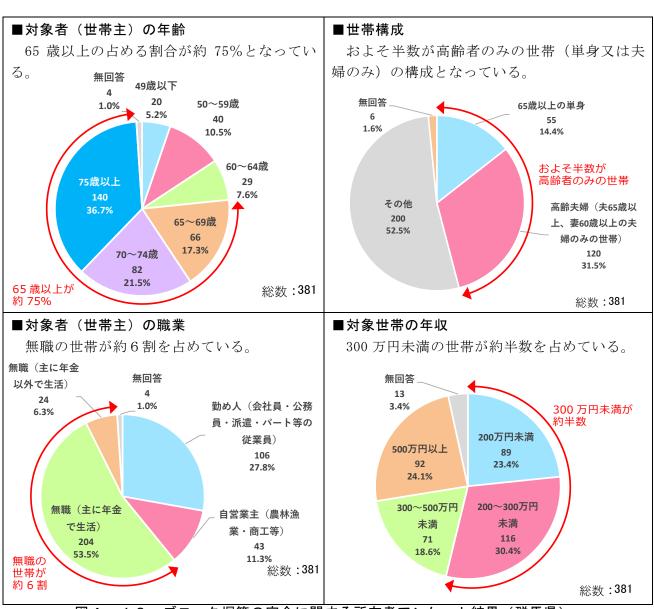


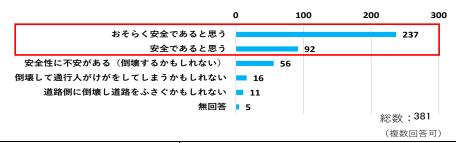
図4-13:ブロック塀等の安全に関する所有者アンケート結果(群馬県)

② ブロック塀等の安全に関する所有者の認識

既存ブロック塀等について、アンケート回答の安全点検結果によると一定数に不適合の部 分が確認されているなかで、多くの所有者が、安全点検を知らない又は実施していないにも かかわらず安全であると思っていることが分かりました。まずは、既存ブロック塀等の危険 性や安全点検について普及啓発することが課題となります。

■所有するブロック塀等の安全性の認識

安全性について、『おそらく安全であると思う』と考えている回答者が最も多く、『安全である と思う』も含め、ほとんどの所有者があまり危険性は感じていない。



■安全点検に対する認知度

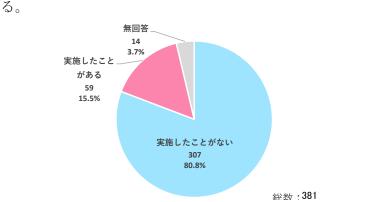
『知っていた』が約3割であり、『知 らなかった』の半数程度である。



総数:381

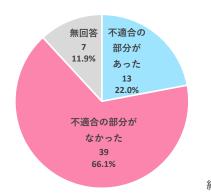
■安全点検の実施状況

約8割の回答者が『実施したことがない』と回答してい



■安全点検の結果

約2割が『不適合の部分があった』 としている。



総数:59

■安全点検を行っていない理由

地震に耐えられると思うや、安全点検を知らない・考 えたことがないなど、認識不足に係る理由が多い。



図4-14:ブロック塀等の安全に関する所有者アンケート結果(群馬県)

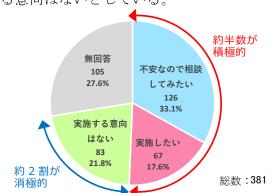
③ 安全確保対策にかかる所有者の意向

安全点検で不適合があった場合、約半数が安全確保対策に積極的な意向がありますが、費用面を主な理由として消極的な意向の所有者も一定数います。自己負担額が 10 万円程度までであれば安全確保対策を実施したいという所有者が、高齢者世帯、その他世帯とも半数程度存在することから、所有者の意向を踏まえ、安全確保対策にかかる費用負担を軽減することが重要となります。

また、行政の役割としては補助だけでなく、道路沿いのブロック塀等の地域全体の実態調査や、所有者への安全点検の普及啓発も求められています。

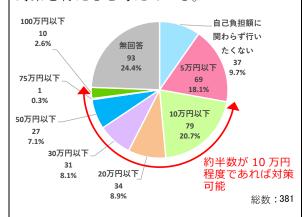
■安全点検で不適合があった場合の安全 確保対策の意向

約半数が安全確保対策の実施や相談を 行いたいとしている一方、約2割が実施す る意向はないとしている。



■安全確保対策を行える自己負担額

約半数が、10万円程度であれば安全確保 対策を行えると考えている。



■安全確保対策を実施する意向のない理由

『費用負担が大きいから』、『お金をかけたくない』 といった費用面の理由が多い。



■行政が取り組んだ方がよいもの

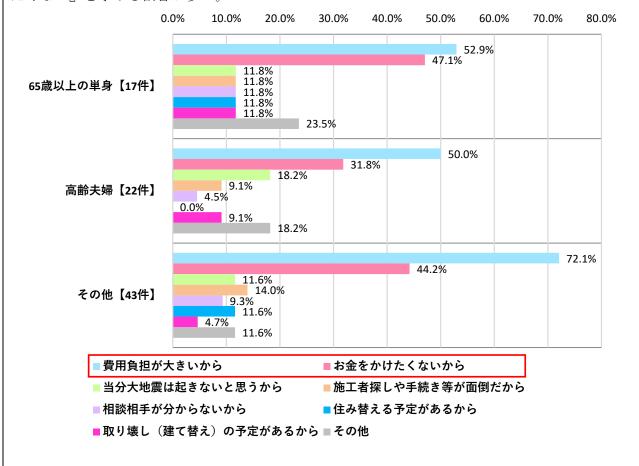
『補助』が最も多くなっていますが、『地域全体の 実態把握』や『安全点検の普及啓発』も多くなってい ます。



図4-15:ブロック塀等の安全に関する所有者アンケート結果(群馬県)

■世帯構成別の『安全確保対策を実施する意向のない理由』

安全確保対策を実施する意向がない理由として、各世帯で『費用負担が大きい』、『お金をかけたくない』を挙げる割合が多い。



■世帯構成別の『安全確保対策を行える自己負担額』

各世帯とも自己負担額が10万円程度であれば、所有者の半数程度は安全確保対策を行えると回答している。

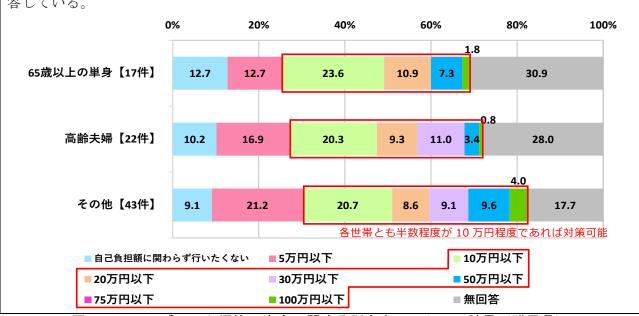


図4-16:ブロック塀等の安全に関する所有者アンケート結果(群馬県)

第5章 耐震化目標の設定

1 設定の考え方

(1) これまでの経緯

国の基本方針では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年(当時)までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、平成37年(当時)までに耐震性が不十分な住宅及び耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することを目標としています。

近年では、国土交通省の「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」において、耐震化率の目標設定について令和2年5月に以下のとおりとりまとめが行われており、その内容を踏まえて国の基本方針が見直される予定です。

表5-1:住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会のとりまとめ内容

・住宅の耐震化の目標については、平成30年の耐震化率及び南海トラフ地震等の発生の切迫性を踏まえ、従来以上に所管行政庁等関係者の積極的な取り組みがなされることを求めるとともに、現在設定されている目標を5年間スライドさせて設定(令和7年95%、令和12年耐震性を有しない住宅のおおむね解消)することとしてはどうか。

住宅

他の所管省庁において学校、病院等の施設について個別に耐震化率の目標の公表が進んできていることを踏まえれば、従来の目標での継続性に固執することなく、特に耐震化の

住宅以外の建築物

- 重要性の高い耐震診断義務付け対象の建築 物に重点化して、建築物の耐震化の目標を設 定することが適当ではないか。
- その上で、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物のおおむね解消を引き続き目標とするとともに、他の所管省庁が公表している各施設の耐震化目標(国土強靱化年次計画 2019 に掲載されているもの)も併せて示すことが適当ではないか。

(2) 甘楽町における耐震化目標の設定の考え方

本町における令和7年度末までの耐震化率の目標値について、国の基本方針や県計画、県内で想定される地震の規模・被害及び耐震化の現状などを踏まえ、住宅については95%、多数の者が利用する建築物については100%に設定します。

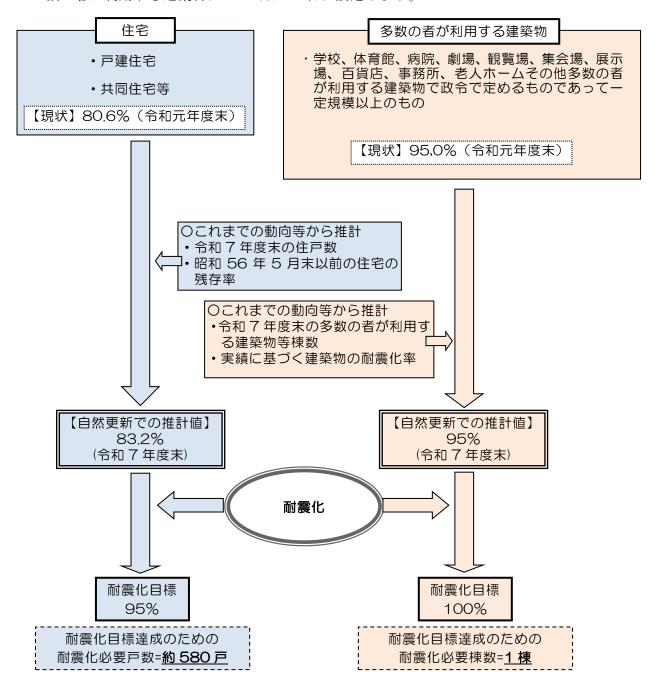


図5-1:甘楽町における耐震化目標の設定の考え方

2 耐震化の目標

(1) 住宅

令和2年1月時点での住宅の耐震化の現状は、空き家を除いた住宅の総戸数が約4,790戸であるのに対し、耐震性があると判断される住宅が約3,860戸であり、耐震化率は約80.6%と推計されます。

一方、令和7年度末には空き家を除いた住宅の総戸数は約4,790戸とほぼ横ばいで、住宅の更新がこれまでのペースで進むと仮定した場合、耐震性があると判断される住宅は約3,940戸となり、自然更新による住宅の令和7年度末の耐震化率は83.2%にとどまると見込みです。

国、県の目標値、現状の耐震化率及び自然更新による耐震化率の見込みを踏まえ、住宅の耐震化率の目標を95%と設定します。

目標の達成に向けては、自然更新による耐震化に加えて、的確な施策の推進により令和7年度末までに約580戸の住宅の耐震化及び減災化を図る必要があります。

_					
	現状の耐震化率	自然更新による 耐震化率の見込み	目標耐震化率	目標の達成に向けて	
	(令和2年1月)	(令和7年度末)	(令和7年度末)		
	80.6%	83. 2%	95%		
	(3,860 戸)	(3,942 戸)	(4, 560 戸)	約 580 戸の耐震化及び減災化が必要	
	4, 790 戸	4,790戸	4,790戸		

表5-2:令和7年度末の住宅の耐震化の目標

カッコ内の分母は住宅総数、分子は耐震性のある住宅数

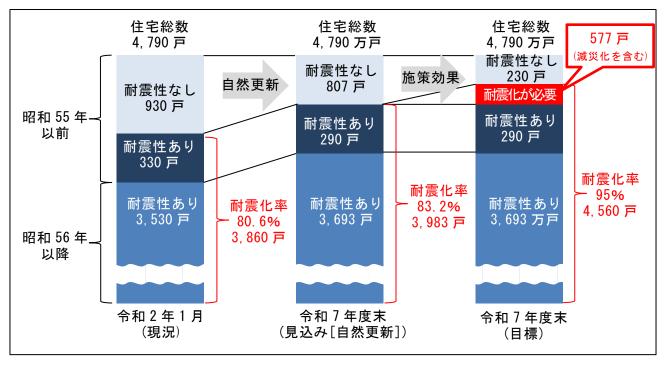


図5-2:住宅の耐震化の現状と令和7年度末の見込みと目標

(2) 多数の者が利用する建築物

令和2年1月時点での多数の者が利用する建築物の耐震化の状況は、総棟数が20棟であるのに対して、耐震性があると判断される建築物が19棟で耐震化率は95%となっています。

令和7年度末についても、多数の者が利用する建築物の総棟数は20棟と横ばいであり、多数の者が利用する建築物の除却や改修はおおむね完了していることから、自然更新による令和7年度末の耐震化率は、現状と変わらず95%となる見込みです。

現状の耐震化率や自然更新による耐震化率の見込み等を踏まえ、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標を100%と設定します。目標の達成に向け、現在耐震性のない町有建築物の耐震化が必要です。

				是 条
	現状の耐震化率	自然更新による 耐震化率の見込み	目標耐震化率	目標の達成に向けて
	(令和2年1月)	(令和7年度末)	(令和7年度末)	
	95.0%	95%	100%	 多数の者が利用する町有建築物の
	〔 19 棟	∫ 19 棟	〔 20 棟 〕	多数の有が利用する町有建築物の 耐震化が必要となります。

表5-3:令和7年度末の多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

カッコ内の分母は建築物総数、分子は耐震性のある建築物数

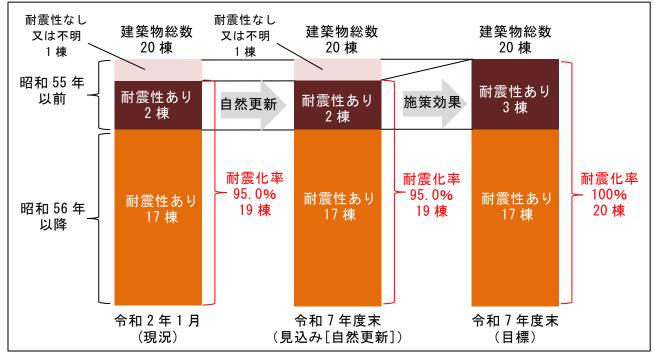


図5-3:多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と令和7年度末の目標

(3) ブロック塀等

道路沿いの民間のブロック塀等に関して、特に目標の設定はしませんが、危険なブロック 塀等の実態把握及び安全確保を進めます。

なお、町有のブロック塀等の安全確保対策については、おおむね完了しています。

第6章 建築物の耐震化促進施策

1 施策の方向性

各対象建築物の目標や課題を踏まえ、次のとおり施策の方向性を設定します。

これらの方向性に従って施策を進めるにあたり、所有者等による耐震化を支援する国や県、町においては、マンパワーや財源に限りがあることから、所有者等に身近であり、そのニーズを把握しやすい、建築関係団体、建築士・施工者、自治会等の地域組織との連携により、施策を推進することとします。

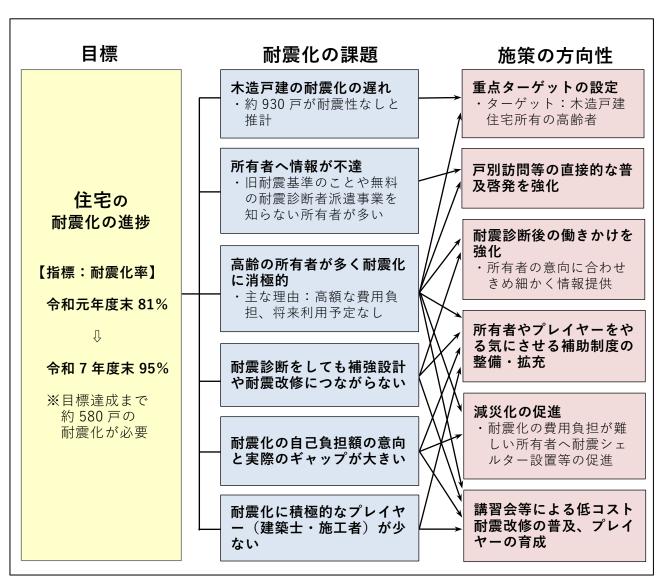


図6-1:住宅の耐震化促進施策の方向性

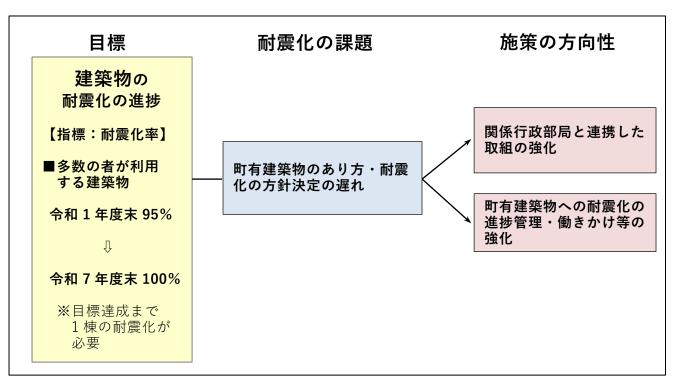


図6-2:建築物の耐震化促進施策の方向性

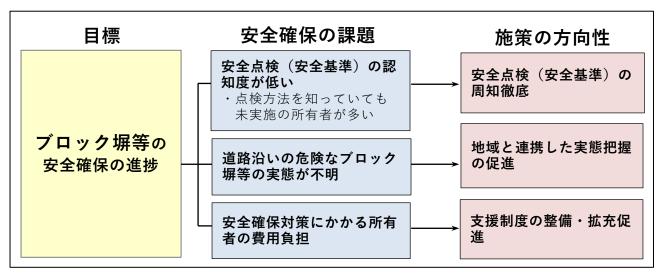


図6-3:ブロック塀等の安全確保促進施策の方向性

2 耐震化の促進施策

(1) 住宅

① アクションプログラムに基づく甘楽町主体の取り組みの促進

住宅の耐震化を加速させるためには、戸別訪問等による住宅所有者への直接的な働きかけ や、耐震診断後に耐震改修の概算費用や改修補助制度を案内したり、相談を受けたりするな ど、住宅所有者に合わせたきめ細かな取り組みを行うことが重要となります。そこで、住宅 耐震化に向けた積極的な取り組みを位置付けた「甘楽町住宅耐震化緊急促進アクションプロ グラム(以下「アクションプログラム」という。)」を別途策定し、取り組みを推進します。

② 確実な普及啓発

ア 広く一般に対する普及啓発

行政広報紙、回覧板、パンフレット、ポスター、ホームページ、SNS(ソーシャルネットワークサービス)等の活用など様々な手段を通じて、所有者や関係団体等へ継続的に的確な情報発信を進めていきます。特に、旧耐震基準の住宅の所有者の多くは高齢者であることから、高齢者に情報が届きやすい行政広報紙、回覧板等を中心に情報発信するとともに、住宅所有者の親族等を介した普及啓発の方法について検討します。また、甘楽町地域防災訓練等において、所有者をはじめとする町民や建築士・施工者を対象に耐震改修等の普及啓発を行います。

イ 所有者に対する直接的な普及啓発

広報紙等に耐震改修補助制度についてのリーフレット等を入れ、各戸に配布するなど、ターゲットを絞った住宅の耐震化の普及啓発を進めます。

ウ 相談窓口の設置

役場内に相談窓口を設置し、住宅所有者に対して、耐震診断・耐震改修に関する情報提供 や各種相談に応じるなど、住宅所有者が安心して耐震化に取り組むことができる環境を整備 します。

エ 税の特例措置及び融資制度の情報提供

住宅所有者の耐震改修の費用負担を軽減し、耐震化を後押しするため、耐震改修に係る税の特例措置や融資制度について、様々な機会を捉え、住宅所有者や施工者に情報提供を行います。

オ 甘楽町防災マップ等を活用した意識啓発

甘楽町防災マップ等を活用し、住宅所有者が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題と して意識することができるように取り組みます。

カ 地域住民等に対する普及啓発等

県及び町の木造住宅耐震改修補助を利用して耐震改修を行う工事現場に、耐震改修に係るのぼり旗の設置を行い、地域住民や通行者等に対して耐震改修の普及啓発を行います。のぼり旗は、施工者の耐震改修のPRにもなり、地域住民等と施行者が出会う機会の増加が期待されます。



図6-4:耐震改修のぼり旗

③ 耐震改修の支援

ア 木造住宅耐震診断者の派遣及び診断後の住宅所有者への働きかけの実施

住宅の耐震化を促進するためには、まず住宅所有者が自宅の耐震性の状況について知ることが重要です。そのためには、住宅の耐震診断を実施する必要があり、木造住宅耐震診断者派遣事業を積極的にPRし、活用してもらうことで、住宅の耐震診断を促進します。

また、耐震診断から補強設計や耐震改修につながるように、耐震診断後の住宅所有者への働きかけを実施します。具体的には、耐震診断後、町職員が住宅所有者宅に訪問するなどし、診断結果の報告に合わせ、耐震改修の概算費用や補助制度、改修事業者リスト等の案内をするほか、耐震改修についての相談を受けるなど、耐震診断後に耐震改修を行っていない住宅所有者に対して耐震改修を促す取り組みを促進します。

イ 耐震改修補助の実施

住宅の耐震改修に要する費用について、住宅所有者の負担を軽減し耐震改修の実施を後押しするため、木造住宅の耐震改修の補助を行います。施工者の耐震改修にかかる経済活動が住宅耐震化に寄与するため、施工者が積極的に耐震改修に取り組みたくなる補助制度を検討します。

また、耐震改修補助の活用が更に進むよう、アクションプログラムを別途策定するとともに、県が公表する県内市町村の耐震改修補助制度等の情報や、耐震改修の必要性や具体的事例が記載された県民向けパンフレットを活用し、補助制度の周知を広く行います。

ウ 耐震補強設計補助等の導入検討

木造住宅の耐震化に関する補強設計や工事監理に要する費用について、個別の補助制度の 導入を検討します。

現在、補強設計補助は、耐震改修補助と一体の補助制度ですが、耐震改修補助と切り離した補強設計補助の導入をすることにより、耐震改修実施の決断前の住宅所有者でも設計に着手しやすくなることや、建築士の積極的な取り組みを促すことにつながります。また、補強設計図があれば、リフォームに合わせた部分的な耐震改修についても、段階的に進めることが可能となります。

エ 補助金の代理受領制度の導入検討

住宅所有者の耐震化に要する費用の準備金の軽減を図るため、住宅所有者に代わって建築士・施工者が補助金を受領する代理受領制度の導入を検討します。この制度の導入により、住宅所有者は補助金を除いた金額の用意のみで耐震化に取り組めるようになり、建築士・施工者は受託所有者に営業しやすくなることから、建築士・施行者の耐震化の積極的な取り組みを誘引することが期待されます。

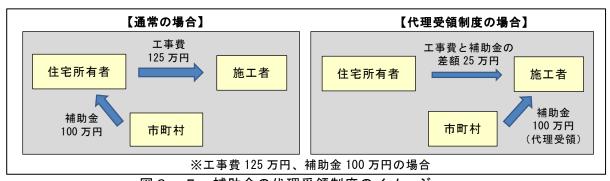


図6-5:補助金の代理受領制度のイメージ

④ 耐震改修のプレイヤー (建築士・施工者) の育成

ア 耐震診断技術者の育成

木造住宅の耐震診断技術者の育成を図るため、県が実施する建築士向けの「木造住宅耐震 診断技術者養成講習会」を広く周知します。

イ 耐震改修事業者の育成と情報公開

木造住宅の耐震改修に積極的に取り組む施工者を育成するため、県と連携して講習会を開催し、施工者の地震環境に関する知識や技術力(耐震改修工法、金融知識及び営業上の工夫等)の向上を図ります。また、耐震改修を検討する住宅所有者が、安心して頼める施工者を見つけやすいように、この講習会の修了者が勤務する耐震改修事業者のうち、所定のリフォーム制度又はリフォーム団体に加入している耐震改修事業者についてリスト化し、インターネット等で公開を行います。

ウ 低コスト耐震改修の普及

住宅所有者の耐震改修の費用負担の軽減を図るため、詳細な耐震診断に基づく合理的な設計方法や天井・床を解体せず耐震補強が可能な安価な工法など、低コストで耐震改修が行える方法を普及させる建築士・施工者向けの講習会を広く周知します。また、住宅所有者が低コスト耐震改修に関する情報を入手できるように、パンフレットやインターネット等による情報発信を行います。

⑤ 住宅の減災化の促進

住宅の耐震化の目的は、主にその中で生活している人の命や財産を地震による住宅の倒壊等の被害から守ることです。しかし、住宅の耐震改修には住宅所有者に多額の費用負担が生じるなどの理由により、耐震診断まで実施したとしても、耐震改修工事の実施までなかなか進まない状況があります。すぐには耐震化によって安全性を確保することができないとしても、地震災害から人の命を守るために、地震による住宅への被害を少しでも軽減しようとする「減災化」の視点も重要であると考えます。

そのため、本町では住宅の耐震化を促進するとともに、住宅の「減災化」を目的とした施策 について、住宅所有者のニーズを踏まえながら促進します。

ア 住む人の実情に合った耐震改修の促進

耐震診断の結果、「耐震性が確保されていない」と診断された場合、そこで生活している人の命や財産を地震による住宅の倒壊等の被害から守るためには、現在の耐震基準を満たすように住宅の強度を増すための耐震改修工事を実施することが必要です。しかし、前述のように一度の耐震改修工事で完全な耐震化を行うことは費用面で困難な場合もあります。このため、費用負担の平準化を行いながら、家族の状況、生活環境の変化等に応じて、費用対効果の高い補強工事を優先的に行い、耐震改修工事を複数回に分けて段階的に耐震化を進めるなど、住む人の実情に合った耐震改修を促進します。

イ 耐震シェルター等の設置の促進

住宅所有者の経済的な理由等で大がかりな耐震改修工事が出来ない場合などは、地震による住宅の倒壊から人の命を守るため、住宅の中で最も滞在時間の長い居間や寝室などの個室を補強し、必要最低限の安全空間を確保することも、地震被害を軽減するために有効な手段となります。そこで、地震による住宅の倒壊から町民の命を守るために、住宅全体の耐震改修より比較的安価な工事費で実施可能な耐震シェルターや耐震ベッドの設置を促進します。

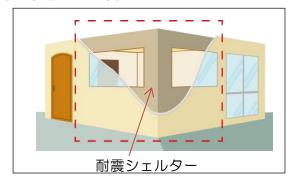




図6-6:耐震シェルター・耐震ベッドイメージ

⑥ リフォームに併せた耐震改修の促進

住まいの省エネやバリアフリー化、防犯対策などのリフォーム工事や増改築と併せて耐震 改修を実施することが効果的であり、費用面でもメリットがあります。

そこで、住宅リフォーム補助の機会に併せ、耐震診断者派遣事業の利用を促します。

⑦建替えの促進

耐震性が不十分な住宅の中には、耐震改修に多額の費用を要するものもあり、耐震改修が進まない要因のひとつと考えられます。また、耐震化された住宅のうち大半は新築又は建替えによるものが占めていることから、耐震性が不十分な住宅の建替えを促進します。

⑧ 空き家の耐震化

空き家には居住者がいないため、仮に地震被害で倒壊しても、その住宅の居住者が被害に遭うことはありませんが、地震被害で空き家が倒壊することによって、隣地に被害をもたらすおそれがあるのと同時に、倒壊による家屋のがれきが道路等を塞ぐことで、周辺住民の避難や緊急車両の通行・活動に支障をきたし、地震被害を拡大させる可能性があります。

そのため、空き家の有効活用を促し、合わせて耐震改修を行い、老朽化した空き家は除却するなど、空き家に対する施策と連携して、地震被害の軽減を図ります。

ア 空き家の活用時の耐震改修の促進

地方創生への取り組みを推進するひとつの方策として、空き家の活用による定住促進などがあります。その空き家の活用に併せ、耐震改修補助を活用した耐震改修を促進します。

イ 高齢者の所有する空き家の活用と耐震改修の促進

持ち家が比較的広い高齢者世帯がある一方、ゆとりある住宅を求めている子育て世帯があ り、各世帯に適した住宅への住みかえが進むよう、支援が必要となっています。

本町では、県と連携して、一般社団法人移住・住みかえ支援機構(JTI)の「マイホーム借上げ制度」を活用し、空き家の活用や住みかえを支援する取り組み(群馬県空き家活用・住みかえ支援事業)を進めています。

マイホーム借上げ制度では、耐震性能に不安がある昭和56年5月末以前の耐震基準が適用されている住宅に対して、原則として耐震診断の実施が必要であり、耐震診断の結果、耐震性が不十分な住宅については、耐震改修の実施を要件としていることから、マイホーム借り上げ制度による空き家の有効活用と耐震改修を促進します。

ウ 老朽化した空き家の除却

耐震性が不十分な老朽化した空き家については、除却により地域の安全性等の確保に努めます。

第6章 建築物の耐震化促進施策

⑨ 新耐震基準木造住宅の耐震性能の確認の促進

柱とはり等との接合部の接合方法の仕様等が明確化された平成12年(2000年)以前に建築された新耐震基準の木造住宅について、耐震診断よりも効率的に耐震性能を検証する方法である「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法(新耐震木造住宅検証法)((一財)日本建築防災協会)」を周知し、特にリフォーム等の機会を捉え、新耐震基準の住宅の耐震性能の確認を促進します。

(2) 町有建築物

① 町有建築物の耐震化の情報開示

防災拠点となる主な町有建築物について、各施設の耐震診断を行い、耐震診断及び耐震改 修の実施状況等の情報の公表に努めます。

② 町有建築物の耐震化の推進

ア 建築物の耐震化

町有建築物については、利用者の安全確保だけでなく、地震発生後の災害対策や避難救護を図るための重要な役割があります。これまで、災害対策拠点機能等の確保の観点や、震災時における被害防止の観点から、甘楽町耐震改修促進計画等に基づき、計画的に耐震化に取り組んできた結果、主要な建築物の耐震化はおおむね完了しています。

今後は、残りの特定既存耐震不適格建築物の耐震化等を早急に進めると共に、既存耐震不 適格建築物についても計画的に耐震化を進めます。

表6-1:耐震化を積極的に推進する町有建築物の耐震化の考え方

耐震改修促進法上の分類	耐震化の進め方	優先度	
I 耐震診断義務付け対象建築物 ・要緊急安全確認大規模建築物 ・要安全確認計画記載建築物 (防災拠点庁舎)	・令和 2 年度末時点で該当なし。	高い	
□ 特定既存耐震不適格建築物・多数の者が利用する建築物・危険物等を取り扱う建築物・避難路沿道建築物	・令和7年度までに多数の者が利用する 建築物の耐震化が完了するよう、耐震診断 を行い、必要に応じて耐震改修を行う(近 く建替・除却・使用停止の予定がある場合 は除く)。 ・危険物等を取り扱う建築物、避難路沿道 建築物については、令和 2 年度末時点で 該当なし。		
Ⅲ 既存耐震不適格建築物	・特定既存耐震不適格建築物に該当しない集会所等の建築物について、利用状況や災害時の位置付け等により、耐震性能を確保する優先度を評価し、必要に応じて耐震診断・耐震改修・建替・除却を行い、計画的に耐震化を進める。		

第6章 建築物の耐震化促進施策

イ 天井等の非構造部材の脱落対策

過去、地震時に体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が発生しており、平成 26 年に天井の脱落対策に関する新たな基準が施行されました。安全性確保の観点から、その規制を受ける町有建築物の特定天井*1 やその他非構造部材についての点検を行い、必要に応じ脱落対策を実施します。

※1 特定天井:人が日常立ち入る場所に設置されている吊り天井で、以下の三つの条件に該当するもの

- ・天井の高さが 6m越
- · 平投影面積 200 ㎡越
- ・単位面積質量が 2kg/m³越

ウ エレベーター・エスカレーターの防災対策改修

過去のエレベーター・エスカレーターの地震被害等を踏まえて、エレベーターやエスカレーターの技術基準等について、平成 21 年及び平成 25 年に建築基準法施行令及び告示が改正されています。安全性確保の観点から、町有建築物のエレベーターやエスカレーターについて、強化された基準に適合させるよう計画的に防災対策改修を進めていきます。

(3) 避難路の指定及び沿道建築物

① 通行障害建築物

耐震改修促進法では、建築物が地震によって倒壊した場合において、道路の通行を妨げ、 多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、前面道路の幅員に対し一定の高さ を有する建築物(以下「通行障害建築物」という。)のうち既存耐震不適格建築物(耐震不明 建築物であるものに限る。)であるもの(以下「通行障害既存耐震不適格建築物」という。)に ついて、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と 認められる場合には、都道府県又は市町村の耐震改修促進計画において、地震発生時に通行 を確保すべき道路(以下「避難路」という。)を指定することができると規定されています。

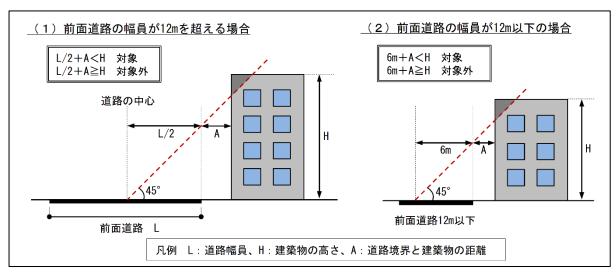


図6-7:通行障害建築物の対象となる要件

また、避難路の指定に際しては、耐震改修促進法において、地方公共団体の規則に基づき、 地形、道路の構造その他の状況に応じ、通行障害建築物の要件の緩和が可能とされており、 県計画における避難路の指定では、図6-8のとおり要件の緩和の規定を設けるとされていま す。

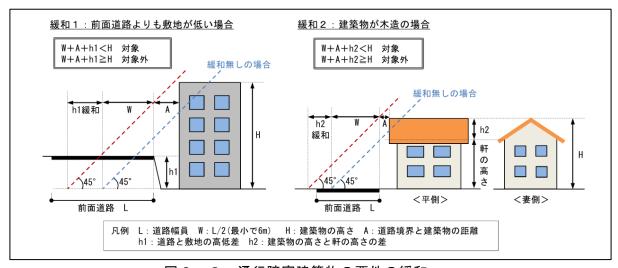


図6-8:通行障害建築物の要件の緩和

② 通行障害建築物の対象とすることが可能になったブロック塀等

平成30年の法令改正により、耐震診断が義務付けられる通行障害建築物にブロック塀等が追加されています。対象は、その前面道路に面する部分の長さが25mを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えた数値を2.5で除して得た数値を超えるブロック塀等であって、建物に附属するものとなっています。

また、対象となるブロック塀等の長さや高さは、地方公共団体の規則に基づき一定の範囲 内で低減することが可能となっています。

本計画においては、ブロック塀等は通行障害建築物の対象とせず、所有者への普及啓発を はじめとした取り組みを行うことで、安全確保対策を進めることとします。

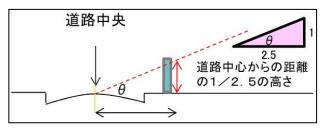


図6-9:通行障害建築物の対象とすることが可能になったブロック塀等

③ 緊急輸送道路

群馬県では、群馬県地域防災計画において、大規模な地震等の災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うための道路を緊急輸送道路(以下「群馬県緊急輸送道路」という。)として位置付けています。この群馬県緊急輸送道路は、地震発生時に市町村の区域を越えて通行を確保すべき道路であり、地震の揺れによる建築物の倒壊によって、住民の避難や緊急車両の通行の妨げが起こらないよう、沿道建築物の耐震化を優先的に進める必要があります。

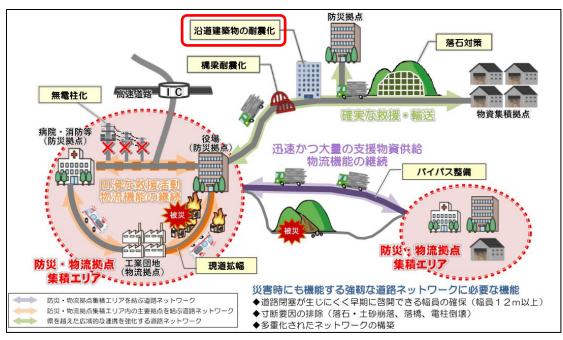


図 6 - 1 0 : 災害時にも機能する強靱な道路ネットワークのイメージ 資料: ぐんま・県土整備プラン 2020

県計画では、次のとおり群馬県緊急輸送道路を避難路に指定し、通行障害既存耐震不適格 建築物(建物)の耐震化を促進していくこととしています。

ア 耐震診断義務付け道路

重点的な取り組みを行うため、第 1 次群馬県緊急輸送道路のうち特に重要な広域ネットワークを形成している道路を、耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号の規定に基づく避難路(以下「耐震診断義務付け道路」という。)に指定し、当該道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物(建物)の耐震診断の義務付けを行います(令和 2 年 4 月 1 日に第 2 期県計画にて指定)。耐震診断の義務付けを指定する道路は表 6 - 2、図 6 - 1 1 のとおりとし、所管行政庁において、耐震診断の結果の公表を行います。

また、対象建築物の耐震診断・耐震改修等を行う所有者に対し、県と市町村が連携した補助 事業により支援を行い、耐震化を推進します。

番号	路線名	区間
1	東北自動車道	県内全域
2	北関東自動車道	県内全域
3	関越自動車道	県内全域
4	上信越自動車道	県内全域
5	国道17号(上武道路含む)	県内全域
6	国道18号	県内全域
7	国道50号	県内全域
8	東毛広域幹線道路(国道354号)	高崎市栄町~邑楽郡板倉町大字下五箇

表6-2:耐震診断義務付け道路

イ 耐震化努力義務道路

耐震診断義務付け道路を除く群馬県緊急輸送道路を、図6-11のとおり耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定に基づく避難路(耐震化努力義務道路)に指定し、当該道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物(建物)について、耐震診断や耐震改修の努力義務を課し、所管行政庁が必要な場合に所有者に対し指示を行えるようにします(令和2年4月1日に第2期県計画にて指定)。

また、対象建築物の特定を進め、所有者に対し、県と市町村が連携して耐震診断や耐震改修の普及啓発に取り組みます。

なお、市町村が別途、耐震改修促進法第6条第3項第1号の規定に基づいて、耐震診断を 義務付ける道路に指定した場合は、市町村の指定が優先適用されます。

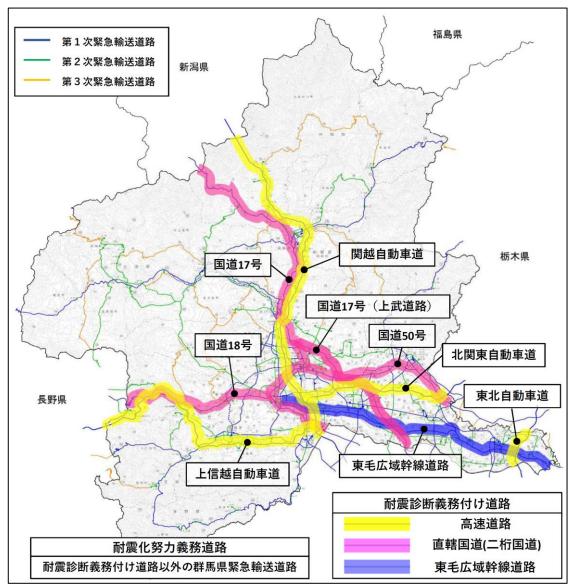


図6-11:群馬県緊急輸送道路ネットワーク図(平成30年3月) 及び耐震診断義務付け道路・耐震化努力義務道路(令和2年4月1日指定)

④ 本計画における避難路の指定の検討

大規模地震発生直後から、多くの町民が甘楽町地域防災計画で定める指定緊急避難場所及 び指定避難所(以下「広域避難場所」という。)に集まり、町民の安全確保や仮設住宅が建設 されるまでの間、避難生活を送ることが想定されることから、広域避難場所周辺の主要道路 を優先確保する必要があります。

また、避難と併せて早急に広域避難場所や救急病院へ、食料や水をはじめとした救援物資や負傷者などを輸送・搬送する必要があることから、群馬県緊急輸送道路と広域避難場所・救急病院を結ぶ広幅員の道路を確保する必要があります。

このため、道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物(建物)に、耐震診断や耐震改修の努力義務を課し、必要に応じて所有者へ指示を行えるよう、耐震改修促進法第6条第3項第2号の規定に基づく避難路(耐震化努力義務道路)の指定について検討します。

3 耐震改修促進法に基づく指導等の実施

県と連携して、耐震改修促進法に基づく指導等を次の(1)から(2)までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(2)までに定める措置を適切に実施し、住宅及び建築物の耐震化を促進します。

(1) 指示対象建築物※

耐震改修促進法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物(以下「指示対象建築物」という。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表することとしています。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うこととしています。

(2) 指導·助言対象建築物

耐震改修促進法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物*(指示対象建築物を除く。) については、所管行政庁は、その所有者に対して、耐震改修促進法第 15 条第 1 項の規定に基 づく指導及び助言を実施するよう努めることとしています。

また、耐震改修促進法第 16 条第 1 項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第 2 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めることとしています。

※指示対象建築物及び耐震改修促進法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物の用途及び規模要件については、7ページの表のとおりです。

4 ブロック塀等、その他の安全確保対策に関する取り組み

(1) ブロック塀等の安全確保の促進

地震発生に伴いブロック塀等が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生することや、 避難や救援活動のため道路の通行に支障をきたすことから、通学路や避難路等の安全確保を 促進します。

① 安全点検の周知徹底と安全確保の促進

広報紙やホームページにおいて安全点検を周知するとともに、県と連携し、ブロック塀等の倒壊の危険性、安全点検ポイント及び相談窓口などの情報を掲載したリーフレット等を、 所有者をはじめとする町民に回覧・配布し、所有者等による安全点検の実施や、危険なブロック塀等の安全確保を促進します。

② 安全パトロールの実施の促進

通学路等の沿道をはじめとしたブロック塀等について、安全パトロールや危険なブロック 塀等の所有者への注意喚起などの取り組みを行います。

③ ブロック塀等の実態把握の促進

町と自治会・学校等の地域組織が連携した、地域の危険なブロック塀等の実態把握を行います。実態把握にあたっては、通学路や避難路等から優先的に実施するなど、地域の実情に応じた取り組みを進めることとします。

④ 様々な機会における安全点検の実施

木造住宅耐震診断者派遣事業に併せ、既存ブロック塀等を点検することを検討します。

⑤ 危険なブロック塀等の撤去等補助制度の創設検討

危険なブロック塀等の撤去等に要する費用について、住宅所有者の負担を軽減するため、 町補助制度の創設に向けた検討を行います。

⑥正しい施工技術等の普及徹底

関係団体が開催する技術者向け講習会を周知し、ブロック塀等の正しい施工技術及び補強 方法の普及徹底を図ります。

(2) その他の地震時における安全確保対策

① 天井等の非構造部材の脱落対策

過去、地震時に体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が発生しており、天井の脱落対策に関する新たな基準が制定されています。

そこで、建築物の所有者等へ天井等の構造・施工状態の早期点検を促すとともに、適切な 施工技術及び補強方法の普及徹底を図り、必要に応じた改善指導等を引き続き行います。

② エレベーター・エスカレーターの防災対策改修

これまで、地震時にエレベーターが緊急停止し、かご内に人が閉じ込められるなど多くの被害が発生しています。また、東日本大震災によるエレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形、エスカレーターの脱落などの被害事例を受けて、エレベーターやエスカレーターの技術基準等について、建築基準法施行令及び告示が改正されています。

そこで、エレベーターやエスカレーターの建築基準法の定期検査などの機会を捉えて、建築物の所有者等に地震時のリスクなどを周知し、安全性の確保を図るよう指導します。

また、建物管理者・保守会社等や消防部局との連携による救出・復旧体制の整備などを促進するとともに、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて、建物管理者や利用者に広く周知を図ります。

③ 窓ガラスや屋外看板等の落下防止

大規模地震の発生時には、建物の倒壊だけでなく、窓ガラスや屋外看板、外壁等が落下することにより、路上の通行人等に死傷者が発生したり、がれきの大量発生による避難や救援活動の遅延につながったりすることが考えられます。

窓ガラスや屋外看板等の落下による危険性をパンフレット等の配布により町民に周知するほか、その設置方法や構造・施工状態の早期点検を促すとともに、ガラス留めとして使用されているシーリング材の改善や屋外看板等の設置補強などに関する普及徹底を図り、必要に応じた改善指導等を引き続き行います。

④ 家具の転倒防止

家具が転倒することにより負傷したり、避難や救助の妨げになったりすることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、家具の転倒防止に関するパンフレット等の配布により町民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及徹底を図ります。

第7章 建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための体制づくり

1 県、町、所有者、関係団体、建築士・施工者、地域組織などの連携・役割分担 (1) 基本的考え方

住宅・建築物の所有者等の自助努力と各主体の連携・役割分担により耐震化を進めます。

① 住宅・建築物の所有者等が自助努力で耐震化を図ることが重要です。

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。自らの生命や財産は、自らが守ることが大原則であり、自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮することが基本です。住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して自助努力のもと、耐震化を進めることが重要です。

② 行政は住宅・建築物の所有者等が行う耐震化を支援します。

国・県・町は、こうした所有者等の取り組みを支援するという観点から、所有者等にとって 耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設な ど必要な取り組みを総合的に進めていきます。

③ 建築士・施工者が耐震化のプレイヤーとして活躍できるようにします。

国・県・町は、建築士・施工者が、住宅や建築物の耐震化のプレイヤーとして活躍できる環境整備を図ります。

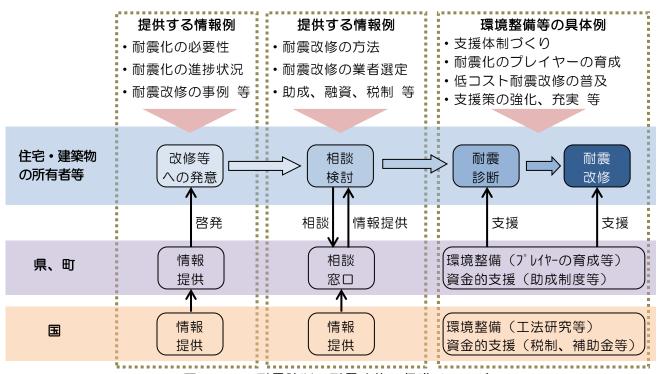


図7-1:耐震診断・耐震改修の促進イメージ

(2)役割分担

住宅及び建築物の所有者等と国、県、町、建築関係団体、建築士・施工者及び地域組織は、 それぞれ次の役割分担のもと、相互に連携を図りながら建築物の耐震診断・改修の促進に努 めます。

建築関係団体 建築物の所有者等 地震への備え 所有者等のサポート、プレイヤー育成 ①耐震性への関心 ①相談体制の整備及び情報提供の充実 ・耐震診断の実施 ②プレイヤーの育成及び技術開発 ・耐震改修の実施 情報提供 ③行政・建築関係団体・民間建築物の ②ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス等の 所有者団体等との連携 飛散防止、家具の転倒防止など 相談:依賴 建築士•施工者 耐震化のプレイヤー 地域組織 ①所有者等への働きかけ ②耐震診断・改修の実施 地域の防災活動 ③情報収集•技術開発 ①地域の安全点検等 ②各主体との連携 国・県・町 8 県 ①本計画の推進、進捗管理 ①県計画の推進、進捗管理 ②法に基づく指導等の実施 ②住宅、建築物所有者への耐震化促進を図 情報提供・支援 ③市町村が策定する耐震改修促進計画 るための普及啓発 の推進に向けた技術的・財政的支援 ③耐震診断・耐震改修に係る助成措置の充 ④県有建築物の耐震診断・耐震改修の ④町有建築物の耐震診断・耐震改修の計画 計画的な実施 連携 ⑤群馬県建築物等耐震化推進協議会の 的な実施 群馬県建築物等 ⑤行政•建築関係団体•地域組織•民間建 耐震化推進 設置(庁内の連携) 連絡会議 ⑥行政・建築関係団体・民間建築物の 築物の所有者団体等との連携 ⑥地域組織への支援 所有者団体等との連携 ①耐震改修等の促進に関する基本方針・計画策定 ②費用負担の軽減策等の充実 ③相談体制の整備及び情報提供の充実 ④プレイヤーの育成及び技術開発 ⑤法に基づく指導等の実施 玉 ①耐震診断・耐震改修に係る助成制度や融資制度の充実 ②耐震診断・耐震改修に係る税金の軽減

図7-2:役割分担

⑤国有建築物の耐震診断・耐震改修の計画的な実施

③相談体制の整備及び情報提供の充実 ④専門家・事業者の育成及び技術開発

(3) 県との連携強化

本計画の実効性の確保を図るため、群馬県建築物等耐震化推進連絡会議^{※1}等により、県や特定行政庁と役割分担や効率的な施策の実施について連携を図りながら、建築物等の耐震化を計画的に促進します。

※1 群馬県建築物等耐震化推進連絡会議: 群馬県と県内の35市町村の建築主務課により構成され、建築物等の耐震化推進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、効果的な施策の実施について連携を図り、耐震改修促進計画の実効性を確保します。

(4) 自治会等地域活動の支援

住宅及び建築物の耐震化は、地域の防災活動の一環と考えられるため、自治会等の地域組織における防災活動(防災訓練、地域における地震時の危険箇所の点検、災害時要援護者の把握、人的ネットワーク構築など)を支援します。

編 集 甘楽町建設課都市計画係

発 行 甘楽町建設課都市計画係

令和3年4月

住 所 **〒**370-2292 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡 161 番地 1

電 話 0274-74-3131